

製品含有化学物質管理 ガイドライン (第2版)

2008年3月



グリーン調達調査共通化協議会

前書き：本ガイドラインについて

本ガイドラインの作成者と発行の経緯

この製品含有化学物質管理ガイドラインは、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）とグリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）によって作成されたものである。

JGPSSI は、2005 年 9 月に製品含有化学物質管理ガイドライン（第 1 版）を発行し、普及に取り組んできた。JAMP も、2007 年 7 月に会員向けに製品含有化学物質管理ガイドライン（第 1 版）を発行し、検証等に取り組んできた。しかし、両ガイドラインの根幹となる考え方は同様であることから、これらガイドラインをさらに進化させ、製品含有化学物質管理の考え方を広く普及させるために、JAMP の管理ガイドライン作成・普及委員会及び JGPSSI の CP 検討 WG における検討、そして JGPSSI と JAMP による協議をふまえて、両者による協働検討が鋭意進められた。一連の検討によって取りまとめられた成果について JGPSSI と JAMP の両団体が承認し、それぞれが発行者となって同一内容の本製品含有化学物質管理ガイドラインを発行するものである。

本ガイドラインの示す製品含有化学物質管理の要件

この製品含有化学物質ガイドラインは、製品とその含有化学物質情報を提供する際の基礎となる製品含有化学物質の管理に取り組む組織に対し、実践的な支援を提供することを意図している。そのために化学物質を使用した製品の製造または販売に関わる組織が、サプライチェーンを通して共通に取り組むべき製品含有化学物質管理の要件を、実施項目（5 章）として示している。

製品含有化学物質に対する規制が強化、拡大される状況において、サプライチェーン全体の管理を一定レベルに向上させることが社会的な喫緊の課題となっている。本来、製品含有化学物質の管理は、個々の組織が主体的に取り組むべき課題であるが、多くの企業や関連団体の知見を集約した本ガイドラインはその取組みに対して有益な助言を与え得るものと考えられる。製品含有化学物質に関連する管理の仕組み・体制がすでに構築されているような場合においては、本ガイドラインの示す管理の要件を参考として、より効率的かつ確実な管理が実践されることが期待される。

本ガイドラインの示す製品含有化学物質管理の要件は、今後、製品含有化学物質管理の実践を通じて得られる知見やさまざまな取組みの進展、関連する法規制等に対応して更新される必要がある。また、技術的には可能であっても、本ガイドラインの示す製品含有化学物質管理の要件が、第三者審査登録（認証）制度における要求事項として用いられることを意図しない。

本ガイドラインに基づく自己適合宣言

本ガイドラインにおける自己適合宣言は、組織において、

- (1) このガイドラインに沿った管理の仕組みを構築し、実践していること。または、
- (2) 他の同等以上の基準や指針等に従って構築し、実践している管理の仕組みが、このガイドラインが示す管理の要件を実質的に満足していること

に関する責任者による表明・約束を指す。自己適合宣言の具体的な基準や方法については、第 6 章に示す。

本ガイドラインに基づく自己適合宣言の運用が効果を発揮し、健全に発展するには、より多くの企業によって自己適合宣言が真摯に行われ、購入側によってこれが受け入れられ、十分に尊重されることが重要である。

本ガイドラインが参照している規格類

本ガイドラインは、ISO GUIDE 72:2001 を参考としている。本ガイドラインにおける自己適合宣言は、国内規格 JIS Q 17050-1:2005 及び JIS Q 17050-2:2005（国際規格 ISO/IEC 17050-1:2004 及び ISO/IEC 17050-2:2004）を参考としている。

目 次

1. 背景.....	1
2. 用語の定義.....	4
3. 本ガイドラインの位置づけ.....	8
3.1 本ガイドライン作成の目的.....	8
3.2 本ガイドラインの適用対象となる業界.....	8
3.3 想定される利用者.....	9
3.4 管理を行なう単位、対象.....	9
3.5 本ガイドラインの運用の流れ.....	10
3.6 本ガイドラインの採用にあたって.....	10
3.7 既存システム（ISO 9001、ISO 14001 等）への反映.....	10
4. 製品含有化学物質管理の基本.....	11
4.1 基本的な考え方.....	11
4.2 サブスタンス／プレパレーションからアーティクルへの変換工程.....	11
4.3 製品含有化学物質の7つの管理枠組み.....	13
4.4 管理リスクを考慮した重点的な管理.....	14
4.5 自律的な管理が困難な企業への川下・川上からの支援について.....	15
4.6 製品含有化学物質の情報.....	16
4.7 企業秘密の保護.....	17
5. 実施項目.....	18
6. 本ガイドラインの運用.....	28
6.1 適合の判定基準.....	28
6.2 自己適合宣言について.....	29
6.3 検証記録の開示.....	30
参考資料 1：本ガイドラインの実施項目と既存システムとの比較.....	31
参考資料 2：製品含有化学物質の7つの管理枠組みに該当する実施項目.....	33
別表 1：実施項目一覧表兼チェックシート.....	34
別表 2：自己適合宣言書（例）と記入例及び解説.....	42

1. 背景

[化学物質管理への国際的な取組み]

1992年の国連環境開発会議で採択された「アジェンダ21」は、21世紀に向けて持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画といえる。その中で、化学物質管理の基本的方向性と課題として「有害性・リスク関連情報の提供、世界各国の化学物質管理への取組みの強化」などが要請された。

10年後の2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議では、ヒトの健康や環境に係る問題に適切に対応する観点から、「2020年までに化学物質の製造・使用がヒトの健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化すること」が合意され、そのための行動の一つとして、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）を取りまとめることが合意された。2006年に決議されたSAICMでは、化学物質を含有する製品及び成形品を含め、化学物質の全てのライフサイクルを通じた適正管理の実現を目指している。

[アーティクルに含有される化学物質に関する規制の拡大]

化学物質管理への取組みの世界的な広がりにもなあって、新規化学物質だけでなく、これまで使用されてきた化学物質（既存化学物質）についても評価、管理していく方向性が出されている。当初は、「既存物質は長期間使われて問題がない」、「天然物は安全」などと考えられたり、既存化学物質の全てを調査するのは困難であることなどから、企業には新規化学物質のみに対して事前評価が義務付けられた。しかし、分析技術の進歩等により、高蓄積性・難分解性等の性状を持つ化学物質が極微量ではあるものの環境中に広範囲に存在していることが確認され、生態系への影響も考慮するなどの管理範囲も拡大していることから、国際機関、各国政府及び世界の化学企業は協力して既存化学物質の点検を進めている。

また、アーティクル（自動車や電気電子機器およびその部品や包装資材等、成形品。）についても、それに含まれる高懸念物質等の有害物質を規制したり、含有情報の提供を求める新しい動きが国際的に広がってきた。従来、化学物質管理は人の健康影響を考慮していたため、アーティクル中の化学物質の管理は、含有量の規制というよりも、アーティクルからの漏（溶）出量や放散量で規制されていた。これはアーティクル中の化学物質は、固体のマトリックス中に閉じ込められており、外部や表面への移動速度は遅くそのため人への健康影響は少ないと考えられていたからである。しかし、最近では暴露可能性やリスクを考慮する以前に、含有量で規制する傾向が強くなってきている。アーティクルに含有される化学物質を規制したり、情報の開示・伝達を求めたりすることの目的は、リサイクルの安全性向上・効率化、製品の使用時や使用済み製品の（不適切な）処理による人の健康や生態系への影響の低減等があげられる。

アーティクルの含有化学物質に関連する規制等は、世界的に拡大している。このことは製造業全体にかかわる重要な問題であり、厳しい競争に勝ち抜いていくためにも、効率的な対応が必要となっている。

[サプライチェーンに連なる企業の協力の必要性]

製品を海外市場に向けて販売するためには、各国のアーティクルの含有化学物質に対する規制

への対応が必要であり、化学品メーカー、パーツメーカー、最終組立製品メーカーを含めたサプライチェーン全体が協力して、それぞれの製品中の含有化学物質を管理し、含有化学物質の情報を伝達していくことが必要である。

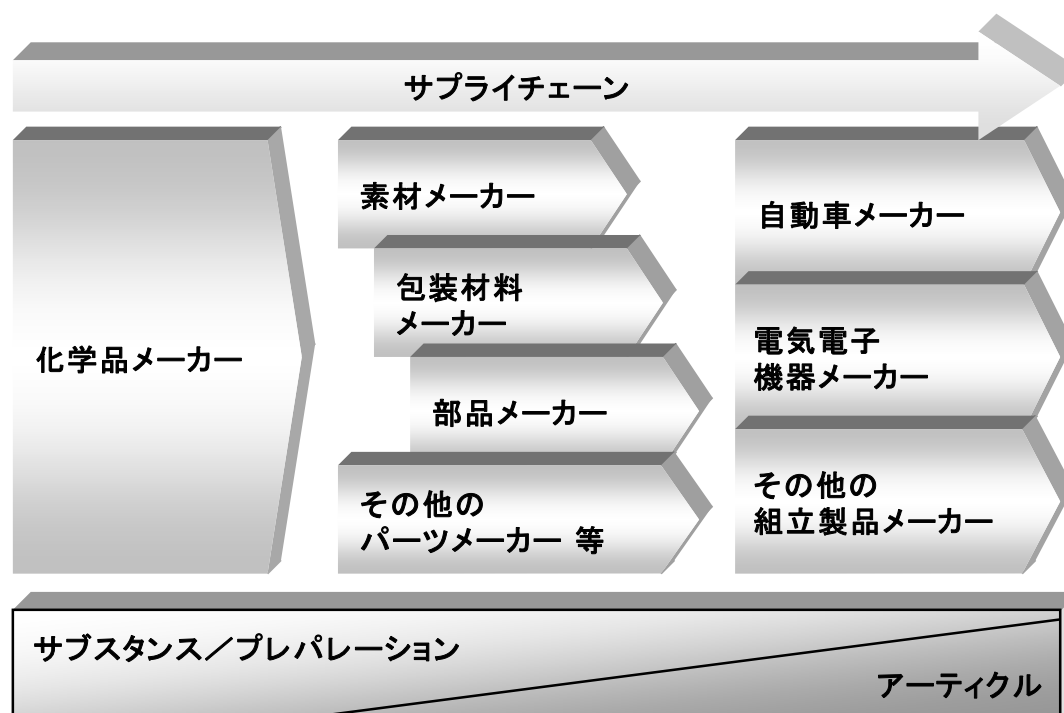


図1-1 サプライチェーンを通じたアーティクルの製造

建材・食品容器・玩具等の分野では、従来から業界の自主規制や標準化に取り組んできており、日本における食品容器の自主規制等は、取組みが機能している例としてあげることができる。

自動車分野では、自動車を構成する材料及び含有化学物質情報を収集するために、国際的なデータシステムが構築され、主要な自動車メーカーとそのサプライヤが利用している。

電気電子分野では、パーツや原材料に含まれる化学物質の調査を効率的に行うために、調査対象となる物質や調査フォーマットの共通化が検討され、国際的な普及が図られている。また、含有化学物質情報の信頼性向上のために、製品含有化学物質管理の要件をとりまとめ、その普及にも取り組まれている。

また、サブスタンスやプレパレーションを用いて製造されるアーティクルの管理のために、サプライチェーンを通じて供給される製品に含有される化学物質等の情報を管理し開示・伝達する仕組みが業界横断的に検討され、普及が図られている。

アーティクルに含有される化学物質に対する規制等に対応するためには、サプライチェーンを通じて製品含有化学物質の適切な情報が授受される必要がある。しかし、授受される情報の基礎となる、川上から川下までのサプライチェーン全体を通じた製品含有化学物質の管理の仕組みについては十分に確立されているとはいえない。

化学物質のライフサイクル管理に向けて強化・拡大されるアークル含有化学物質の規制等に、混乱することなく、効率的かつ確実に対応できるようにするためには、川上から川下までの企業の協調が不可欠である。アークルの製造に関わるサプライチェーンに連なる各企業が、各国の法規制対応に必要な製品含有化学物質情報を、①共通化されたルールのもとで管理・整備し、②川下側の企業に提供するため、川上から川下までの管理と情報提供の連鎖が必要であり、川上・川中・川下企業はそれぞれの役割を果たすことが求められている。

2. 用語の定義

用語	定義と解説
サブスタンス Substance（化学物質）	<p>元素単体及び化合物であって、天然に存在し、または生産工程から得られるもの。これらの安定性を維持するため必要な添加剤及び使用した工程から生じる不純物を含む。ただし、単一の化学物質の安定性または組成の変化に影響せずに分離することができる溶剤は除く。</p> <p>例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン等</p> <p>多量のデータ処理を想定すると、CAS番号による整理が効率的と考えられる。ただし、CAS番号と化学物質の対応は必ずしも一対一ではなく、ある場合には一対多、多対一であり、極端な場合には多対多の対応となることに注意が必要である。「化学物質」にはCAS番号をもたないもの等の例外も多く、関係者間で運用ルールが必要である。</p>
プレパレーション Preparation（調剤）	<p>2種またはそれ以上の化学物質が意図的に混合されたもの。</p> <p>例：塗料、インク、使用前のはんだ、接着剤、合金等</p>
アーティクル Article（成形品）	<p>アーティクルとは、その化学組成が果たすよりも大きな程度にその最終使用の機能を決定付ける特定の形状、外見またはデザインが製造中に与えられたもの。</p> <p>[参考1] TSCAの定義 TSCA（米国有害物質規制法）では、アーティクルを「製品」あるいは「商品」とも呼び、次のように定義している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 製造中に特定の形状またはデザインに成形される。 - 最終使用時にその形状またはデザインに依存する最終用途機能を有する。 - 最終利用において化学的組成が変化しないか、またはその組成に変化があっても、別な商業目的をもたないもの。ただし、米国のOSHA HCSや毒性化学物質届け出報告（40CFRPart372）では、「通常の使用／加工条件で危険有害性化学品を暴露放出しないもの」という条件が付け加えられている。 - 液体及び粒体のものは、形状やデザインに関わらずアーティクルとは見なされない。 <p>例：パソコンのキーボードやパソコン本体等成形された物体をいう。 原部品より範囲が広い。</p> <p>[参考2] REACH規則の定義 欧州の化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH）では次のように定義している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - アーティクルとは、その化学組成が決定するよりも大きくその最終使用の機能を決定する特定の形状、表面、デザインを製造中に与えられた化学物質または混合物からなる物体（Object）を意味する。

用語	定義と解説
原材料	<p>塗料等の液状の化学製品や、ポリマーペレットやマスターバッチ等の粒子状のものや粉体、はんだ等の溶融して使用することで他の化学製品（サブスタンス／プレパレーション）やアーティクルに変換されるものをいう。</p> <p>グリスやオイル、識別ペイント等の、企業によっては副資材などと呼ばれているものも、製品中に残る場合は原材料とみなすことがある。</p>
原部品	<p>サブスタンス／プレパレーションから、化学物質の含有量が固定される成形・乾燥・加熱・塗布等の製造工程を経て製造された最初のアーティクル。</p> <p>例：樹脂製のケースやパソコンキーボードの1つのキー、使用後のはんだ、コンデンサ等</p>
パーツ	<p>原部品を組み合わせたたり、加工したりして製造したアーティクル。</p>
製品	<p>自社が市場に送り出すものをいう。この中には、最終製品の他に、上市される前に、さらに加工や変化が必要な原材料及びパーツ、半組立品等も含まれる。</p>
製造工程	<p>サブスタンス／プレパレーションの製造、原部品の製造、パーツの製造、完成品の製造の4つに分類した製造工程をいう。この4つの製造工程は、購入・製造・販売の行為からなる。</p>
単位工程	<p>上記製造工程をサブスタンス／プレパレーションとアーティクルにそれぞれ分け合計6つの行為（購入・製造・販売）を、管理のための単位工程という。</p>
管理枠組み	<p>6つの単位工程ごとに行うべき管理事項であるⅠ～Ⅵの枠組みと、方針や計画策定など共通する管理事項である共通管理の枠組み（Ⅶ）からなる製品含有化学物質の管理フレーム。</p>
管理対象物質の含有と不純物	<p>管理対象物質の含有とは、製品中に成分・内容物として管理対象物質が検出されることをいう。</p> <p>不純物とは、製品機能上、特定の役割が与えられていないが、検出可能な物質であり、なおかつ製品中のCAS番号（あるいはその他の識別番号）で特定される化学物質とは別のCAS番号（あるいはその他の識別番号）を有する物質とする。</p> <p>一般の工業的な精製段階において除去されずに残る不純物も含有である。ただし、これらの不純物・残留物に関しては含有であるが、運用上で国内外の法規上閾値・許容値が示されている場合を除いて、技術的に予測することができない場合や微量であり含有量の情報が得られない場合には含有と見なさないものとする。</p>

用語	定義と解説
管理対象化学物質	自社が法規制及び業界標準に基づいて管理対象とすることを定めた化学物質。
サプライチェーン Supply chain	サプライチェーンとは一般的には、供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売までの一連の業務のつながりをいう。ここでは、最終製品の製造までをいい、サプライチェーンには、原材料メーカー、原部品のメーカー、パーツメーカー、セットメーカー等が関係している。
自己適合宣言	本ガイドラインにおける自己適合宣言は、組織におけるマネジメントシステムが、本製品含有化学物質管理ガイドラインに従った仕組み・体制を構築し、管理を実践していることの責任者による表明・約束を指す。この自己適合宣言は、国内規格JIS Q 17050-1:2005（国際規格ISO/IEC 17050-1:2004）に従ったものである。
MSDS	化学物質等安全データシートまたは製品安全データシート。Material Safety Data Sheetの略。欧州ではSDS (Safety Data Sheet) と呼び、ISOでは、Safety Data Sheet for Chemical Products (ISO 11014-1) と呼ぶ。化学物質を扱う事業者に対して、環境と健康の保護及び作業上の安全に関する必要な措置をとることができるように作成され・提供される書面。日本では、安衛法・化管法（PRTR法）・毒劇法でMSDSの提供が義務化されている。記載書式は、ISO 11014-1（対応するJISはJIS Z 7250）にて規定されており、日本化学工業協会からもMSDS作成のガイドラインが発行されている。
JAMP MSDSplus	サブスタンス／プレパレーションに関しMSDSを補完して、AISを作成するために必要な、化学物質情報を伝達するための情報記述フォーマット。本ガイドラインにおいては、MSDSplusと略称する。
JAMP AIS	アーティクルが含有する化学物質情報を開示・伝達するための情報記述フォーマット。Article Information Sheetの頭字語。本ガイドラインにおいては、AISと略称する。
JIG	JGPSSI、EIA、EICTAの共同作業により作成され、JGPSSI、EIAの承認の元に発行した含有化学物質情報開示に関するガイドライン。英文正式名称は「Joint Industry Guide (JIG) for material composition declaration for Electronic Products」であり、発行元はEIA。JGPSSIは和訳版として、「電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示 ジョイントインダストリー・ガイドライン (JIG)」を発行している。上記ガイドラインは通称としてJIG（ジグ）と呼ばれる。

用語	定義と解説
JGPファイル	<p>JGPSSIが定めた、共通化されたグリーン調達調査回答用に用いた電子ファイルであるJGPフォーマットの様式をいう。JGPファイルは、回答データの種類・並び順序・データの区切り（タブ記号）を定めている。また、JGPファイルを作成するための、Excel形式でつくった「調査回答ツール」をJGPSSIから雛形のフリーウェアとして提供している。</p> <p>JGPSSIはJIGの導入に伴いJIGに沿ったJGPSSI推奨フォーマットを提案し、従来のVer2の調査回答ツールをバージョンアップしたVer3調査回答ツール（標準型及び詳細型）を公開している。</p>
JAMA/JAPIA統一データシート	<p>報告要件の統一化、IMDS（International Material Data System）との整合化をはかるべく、自動車業界として、自動車業界の環境負荷物質調査標準化への取組みが進められた結果、環境規制への対応のために製品中に含有する材料・化合物の調査に使用することを目的として、社団法人日本自動車工業会（JAMA）、社団法人日本自動車部品工業会（JAPIA）にて合意された帳票。</p> <p>IMDSは、自動車を構成する材料及び含有物質情報を収集するためのシステムで、EUのELV（廃車）指令に対応するため、1998年に欧米の自動車メーカー等により開発され、現在では世界の主要な自動車メーカーが参画している。</p>
CAS番号 CAS Registry Number	<p>アメリカ化学会の一部門である化学情報サービス機関（CAS：Chemical Abstracts Service）が、化学物質に付与している番号。</p>

3. 本ガイドラインの位置づけ

3.1 本ガイドライン作成の目的

本ガイドラインは、サプライチェーン全体を通じた含有化学物質管理が、効率的・合理的に推進されるように、特に含有化学物質管理のポイントとなるサブスタンス/プレパレーションからアーティクルへの変換工程に着目し、さらに前後の製造工程も視野に入れて、正確で効率的な含有化学物質管理を行なうための共通的な管理の要件を示したものである。

サプライチェーンにつらなる各企業が本ガイドラインを用いることで、川上から川下への化学物質の含有に関する情報の連鎖の実現を手助けすることを目的としている。

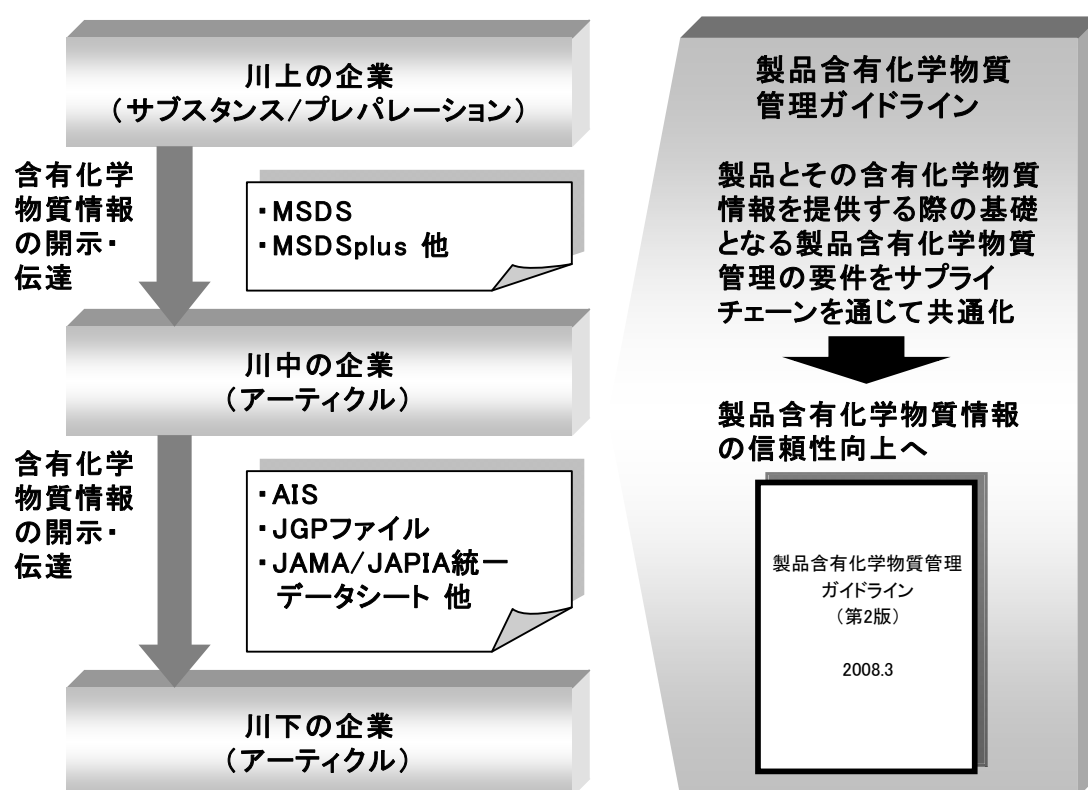


図3-1 製品含有化学物質管理とそれに基づく含有化学物質情報の伝達

3.2 本ガイドラインの適用対象となる業界

本ガイドラインは、アーティクル製造のサプライチェーンに関わる全ての企業に対し適用される。

アーティクル製造のサプライチェーンにおいて、サブスタンス/プレパレーションを供給する化学品メーカー、サブスタンス/プレパレーションを購入してアーティクルを製造するパーツメーカーなど、パーツ等アーティクルから新たなアーティクル（最終的な組立製品等）を製造する自動車や電気電子機器などのメーカー等。例えば、塗料製造、プラスチック成形加工、塗装、めっき、パーツ組み立て等、川上・川中・川下を問わず、本ガイドラインを参考とすることができる。

3.3 想定される利用者

本ガイドラインが想定している利用者は、次のとおりである。

(1) 自社における製品含有化学物質管理体制の構築・確認を行なう担当者

個々の組織において製品含有化学物質管理体制の構築を行う際に、本ガイドラインを参照することが考えられる。

構築段階ではその担当者が、本ガイドラインを参考に取組みを進めることになるが、構築し終えたあとの段階では、社内における教育ツールとしても活用することにより、製品含有化学物質管理の要点を周知することが可能となる。

既に、他の同等以上の基準や指針に従って製品含有化学物質管理体制を構築している組織においては、実践している仕組みが、本ガイドラインが示す管理の要件を実質的に満足していることを確認し、必要に応じて改善等を行う際にも本ガイドラインを参照することが考えられる。

また、自社における製品含有化学物質管理体制が機能しているかどうか、内部監査を行う際にも本ガイドラインを活用することが可能である。

(2) サプライヤにおける製品含有化学物質の管理体制を確認する者

サプライヤにおいて製品含有化学物質管理体制が構築できているかどうかの確認を、調達側をはじめとする外部組織が供給側に対して行う際に、本ガイドラインを参照することが考えられる。

3.4 管理を行なう単位、対象

本ガイドラインにおける管理を行う単位及び対象は、次のとおりである。

(1) 管理を行う単位

本ガイドラインが想定する製品含有化学物質管理の単位は、「製品」ではなく「組織」となる。ここでいう組織とは、会社、法人、事業所の部門、個人業者、もしくはこれらの一部または組合せを指す。

例：〇〇会社〇〇工場、△△会社△△事業部、□□グループ□□製品部門

(2) 管理対象とする物質

管理及び情報の授受を行う対象化学物質は、サプライチェーンに関わる企業全体を考慮して、関係者の合意のもとで決められるべきものである。本ガイドラインでは、特に規定していない。遵守すべき法規制に加えて、業界標準が尊重されるべきである。

3.5 本ガイドラインの運用の流れ

本ガイドラインの運用にあたっては、次のような流れが考えられる。

(1) 製品含有化学物質の管理体制を構築する

サプライチェーンに関わる各企業が行うことは、自社の製品含有化学物質の管理体制の構築・確認を行うことである。その管理体制については、業種、業態、事業内容によって様々な最善の形態があると考えられるが、新規に管理体制を構築する際には、本ガイドラインが参考となる。

(2) 製品含有化学物質の管理体制の構築を宣言する

本ガイドラインが示す製品含有化学物質管理の要件を満足する管理体制が構築できていることを調達側等の外部組織を含む社会に対して示す方法として、本ガイドラインでは自己適合宣言を採用している。実施項目への適合判定や自己適合宣言の基準については、本ガイドラインの運用（第6章）の項を参照のこと。

なお、本ガイドラインは、製品含有化学物質管理体制構築の参考となる情報を提供するのみであり、本ガイドラインに基づいた管理体制の構築に関する自己適合宣言が、供給側と調達側の二者間の商取引の成立を保証するものではない。

3.6 本ガイドラインの採用にあたって

本ガイドラインは、発行者である各団体への参加企業以外でも自由に利用することができる。本ガイドラインに沿った製品含有化学物質管理を自社内で実施する企業、またはサプライヤに対して管理を求める企業は、本ガイドラインの内容を十分に理解し、その趣旨を尊重すること。

3.7 既存システム（ISO 9001、ISO 14001 等）への反映

製品含有化学物質管理の仕組みは、管理に取り組む組織の判断により、ISO 9001（ISO/TS16949）、ISO 14001 等の既存の仕組みを活用して構築することも可能である。新たな仕組みを構築することも可能であるが、既存の仕組みがある場合にはそれを活用することを推奨する。ただし、その場合には、本ガイドラインの示す実施項目を実質的に満足していることに注意が必要である。

本ガイドラインの実施項目と ISO 9001、ISO 14001 の比較については、参考資料 1 を参照のこと。

4. 製品含有化学物質管理の基本

製品含有化学物質管理の基本は、化学物質が存在する形態（サブスタンス／プレパレーション、またはアーティクル）に注意して、購入・製造・販売の各段階において適切に管理を行うことである。ここでの化学物質管理は、いわゆる安全管理や取り扱い管理ではなく、製品に含有される化学物質情報の開示・伝達を円滑に行うために必要なものと位置づけられる。

4.1 基本的な考え方

製品含有化学物質の管理とは、①購入品の含有化学物質情報（IN情報）を入手して、②それらの資材を使用して製造工程で自社製品を製造し、③販売製品の含有情報（OUT情報）の提供を行うという3ステップに整理することができる。この①、②、③の3つの工程の管理をサプライチェーン全体で実践されることが重要となる。

- ①購入品の含有化学物質情報（IN情報）：サブスタンス／プレパレーションおよびアーティクルごとに、含有化学物質情報を入手し、情報の信頼性を確かめる。
- ②製造工程の情報：誤使用・混入・汚染防止等の日常の管理活動の中で信頼性を高める。
- ③販売製品の含有化学物質情報（OUT情報）：サブスタンス／プレパレーション及びアーティクルごとに、提供する含有化学物質情報の信頼性を高める。

4.2 サブスタンス／プレパレーションからアーティクルへの変換工程

パソコンを例にしてサプライチェーンを見ると、その川上にはポリマーペレット等のサブスタンス／プレパレーションから製造される部品（サブスタンス／プレパレーションから最初に製造されるアーティクル）があり、それらがパーツ、最終製品へと組み立てられていくことがわかる。このサブスタンス／プレパレーションから製造されるアーティクルにおいて含有化学物質の種類と量が固定されることから、このアーティクルを特に「原部品」と呼ぶ。

製品含有化学物質管理のためには、この原部品中の「含有化学物質質量」を正確に管理することが重要となる。具体的には、原部品を製造するために用いる原材料中に含まれる化学物質量の把握だけでなく、アーティクルへの変換工程での化学物質の量及び化学物質そのものの変化や、原部品を製造する工程の汚染防止等の管理が必要となる。

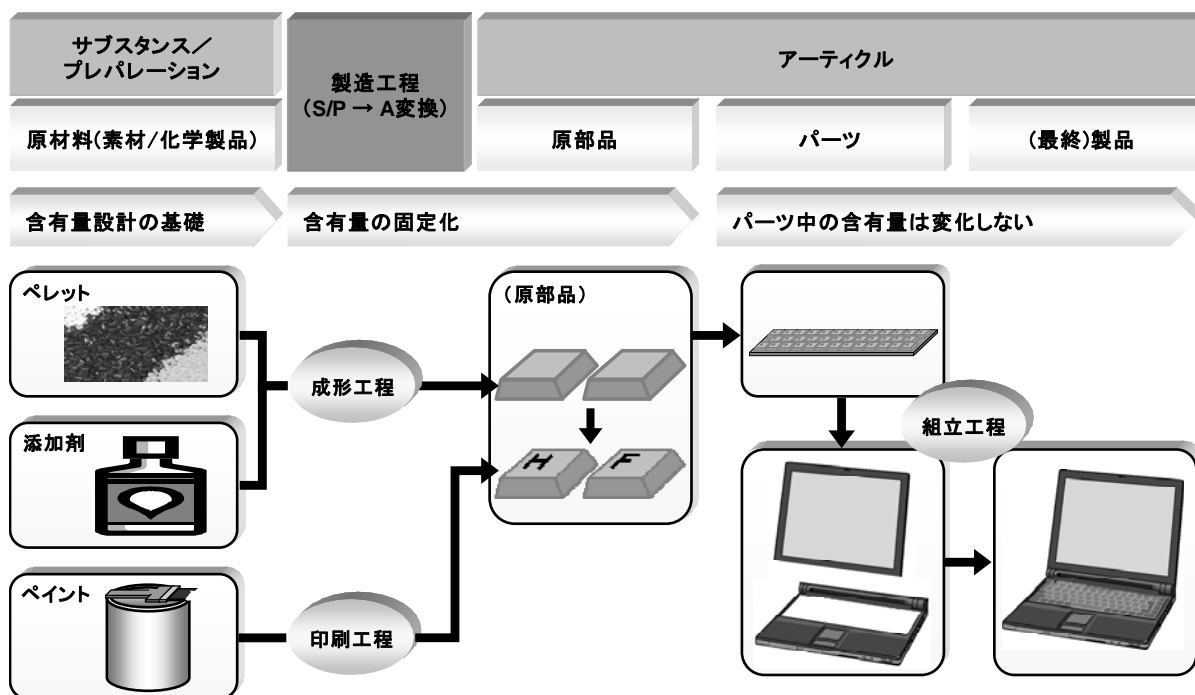


図4-1 サプライチェーンにおけるサブスタンス／プレパレーションから
アーティクルへの変換工程

代表的なアーティクルへの変換事例である、「塗装」のケースでは、プレパレーションである「塗料」をアーティクルである鋼板母材に塗布することで、新たなアーティクルである塗装された鋼板となる。一般の塗料の成分は、サブスタンスである溶剤の一部または全部が揮発して（成分の引き算）、固形分が母材の上に残留し、各サブスタンスの濃度が固定された塗膜が母材の上に形成される。「UV 塗装（光硬化性樹脂による塗装）」のケースには、プレパレーションである光重合開始剤や反応性モノマー、収縮防止剤としてのポリマー等の混合物としての塗料を、アーティクルである鋼板母材に塗布後、光照射によって一部が（重合）反応をして別のポリマーに変化して成分が固定化、塗膜が母材の表面に形成される。

「無電解めっき」のケースでは、還元剤やめっきすべき金属成分からなる化合物等を含有する、プレパレーションである「めっき液」に、母材である金属部品を浸漬して母材表面にめっき金属を析出させ、新たなアーティクルであるめっきされた金属部品となる。めっきすべき金属成分は、金属化合物から金属元素に化学変化する。

「アルミダイキャスト成形」のケースでは、アルミインゴットをるつぼに投入して溶融後、これを汲み出して注型、冷却、取り出すことでアーティクルであるアルミダイキャスト成形部品となる。るつぼに投入されるインゴットが単一成分であり、ほかに投入されるサブスタンス／プレパレーションが存在しなければ、通常有意な成分変化は伴わない。

以上の例も含め、サブスタンス／プレパレーションからアーティクルへの変換の事例を表 4-1 に示す。

表4-1 サブスタンス／プレパレーションからアーティクルへの変換の例

工程の名称	サブスタンス／ プレパレーション	元の アーティクル	新たな アーティクル	
塗装	塗料	母材	塗装された鋼板	揮発：調剤に含まれる元の物質のうち、一部または全部の成分が蒸発して抜ける現象（引き算で処理）
印刷	インク	母材	インク印刷物	
印刷・焼成	ガラスペースト	母材	パターン形成されたガラス基板	
合板接着	接着剤	母材	合板	
UV印刷	UVインク	母材	UVインク印刷物	硬化：元の物質とは異なる物質に変化し、硬くなる現象（足し引きではなく、変換が行われる）
エポキシ封止	エポキシ樹脂	被封止チップ	封止半導体チップ	
めっき	めっき液	母材	めっきされた母材	析出：調剤中の複数の成分化学物質が相互に変化して、一部の物質が既存のアーティクルの表面に固体として出現する現象（足し引きではなく、変換が行われる）
樹脂成形	ABSペレット	—	ABS樹脂ケース	熔融：元来固体である調剤を物理的形狀を変化させるために、加熱して液体状態に相変化させる過程（多くの場合、調剤成分として変化がない）
はんだづけ	はんだ	実装基板	はんだ済実装基板	
ダイキャスト成形	合金・インゴット	—	ダイキャスト部品	

4.3 製品含有化学物質の7つの管理枠組み

サプライチェーンに関わる企業にはさまざまな業種があり、それぞれが多様な製造工程を持っている。そして、アーティクルに含有される化学物質管理では、サブスタンス／プレパレーションからアーティクルに変換される製造工程が重要となる。

サプライチェーンに関わる製造企業それぞれの製造工程は大別すると、「サブスタンス／プレパレーション製造工程」、「原部品製造工程」、「パーツ製造工程」、「完成品製造工程」に整理することができる。それぞれについて管理方法を定めることが重要だが、各工程には、例えば原材料の購入・製造・販売という単位の工程があり、単位工程を基準に管理方法をまとめることができる。

さらに重要なことは、それぞれの単位工程で扱う化学物質の状態が、サブスタンス／プレパレーションとアーティクルのどちらであるのかを把握し、それに応じた管理を行うことである。購入・製造・販売という単位工程に、化学物質の状態の考え方を加えると、全ての工程はサブスタンス／プレパレーションの購入・製造・販売、アーティクルの購入・製造・販売の計6つの単位工程に分けて考えることができる。

この6つの単位工程を基準に管理方法を定めれば、全サプライチェーンの管理方法が定まることになる。製品含有化学物質管理に取り組む組織は、IからVIまでの管理枠組みのうち該当する枠組みについて、取り組む必要がある。管理枠組みVIIは共通管理で、製品含有化学物質管理に取り組む全ての組織が対象となる。

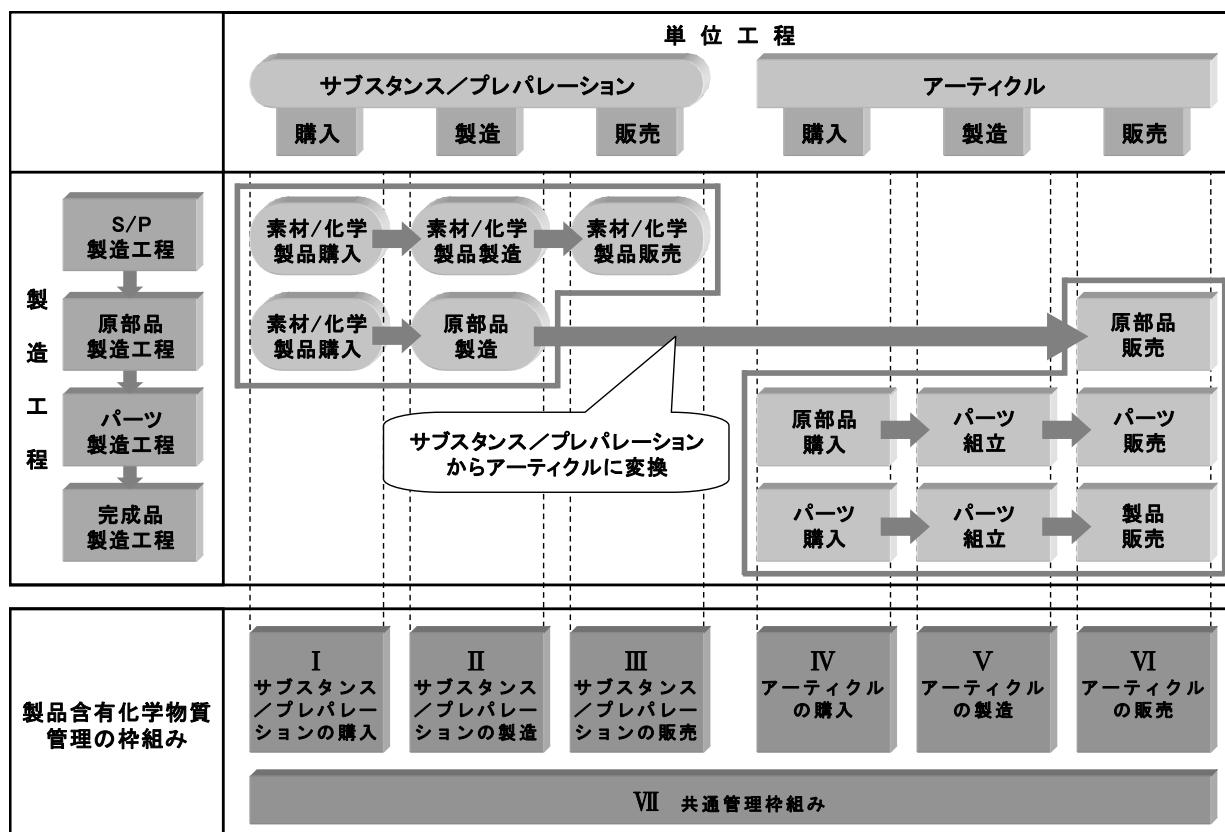


図4-2 製品含有化学物質の7つの管理枠組み

なお、製造業以外の販売会社、商社や輸入業者等の原材料販売・原部品販売・パーツ販売・最終製品販売を行う組織も本ガイドラインの対象となり、単位工程に携わる組織として自社の管理が必要である。

また、リユース・リサイクルを行う場合も、リユース品・リサイクル品の販売や購入時に本ガイドラインに従った管理が必要となる。

4.4 管理リスクを考慮した重点的な管理

サプライチェーンに連なる企業の業態や製品は多種多様であり、各企業はその専門分野の知見を活かして、必要であれば各企業と協力して、自工程における製品含有化学物質管理を実践することが望まれる。その際には、製品含有化学物質管理上のリスクを予測・評価し、適切な対策を講じる必要がある。

各企業が製品含有化学物質の管理に取り組む際には、サプライチェーンにおいて管理の要となる工程に注目し、管理対象物質の誤使用・混入・汚染の可能性のある自らの工程（購買・製造・販売を含む）を重点的に管理することが重要である。重点的に管理を行うべき事項を特定するための参考手順を以下に示す。重点的に管理を行うべき事項は、実施項目の一部であったり、複

数の実施項目に関係する可能性もある。

(1) 管理枠組みの確認

- 自社内、および必要に応じて外注先等について、該当する管理枠組み（Ⅰ～Ⅵ）を確認する。管理枠組みⅦは共通管理の枠組みであり、全ての組織において対応が必要となる。
- 使用する原材料、パーツ、副資材等を確認する。
- 製造に用いる設備、治工具を確認する。

(2) 重点的な管理を行う事項の特定

- 製品含有化学物質の管理上のリスクを考慮して、重点的に管理を行う事項を特定する。
- 重点的な管理とそれ以外の一般の管理における管理レベル（具体的な対応）を定める。

重点管理が必要な対象とその対応については、使用する原材料や製造工程について詳しい知見を有する各企業が、自らの責任で定めることが重要であるだけでなく、関係するサプライチェーンの川下・川上企業にその選定根拠を示し、管理の協力を要請することも必要となる。ここでは一般的に、重点的な管理の対象とする必要があると考えられる事項について例を示す。

[原材料]

- 新たな法規制で使用が制限された従来使用の化学物質。自工程で使用している可能性や購入品に含有されている可能性が高く、再点検が必要な化学物質。
- 管理対象物質を含有している、もしくは含有している可能性がある原材料
- リサイクル材。特に、（工程外からの）オープンリサイクル材。リサイクル材については、バージン材とは異なる管理手法が必要となる場合がある。
- 鉱物、天然物
- 含有化学物質が不詳の場合 等

[原部品・パーツ]

- 重点的な管理に必要な原材料を使用して製造された原部品、パーツ 等

[工程]

- 重点的な管理に必要な原材料を使用する工程
- 重点的な管理に必要な原部品やパーツを使用する工程

4.5 自律的な管理が困難な企業への川下・川上からの支援について

サプライチェーンを通じて製造される一つの製品が含有化学物質に関わる法規制等の遵守を達成するためには、そのサプライチェーンに関わる全ての企業において製品含有化学物質の管理が適切に行われることが重要となる。

しかし実際には、製品含有化学物質の自律的な管理（データ管理や化学反応等）が困難な企業

4.7 企業秘密の保護

情報の授受にあたっては、機密保護に十分に配慮しなければならない。企業の健全な競争力を維持するため、企業秘密を確保することは重要であり、特に調剤や成形品中に含有される成分の情報を開示することは、これらの製品の製造者にとっては重要な問題に繋がる懸念がある。ただし、国内外の法対応に必要な情報は提供しなければならない。この場合、必要であれば秘密保持に関する契約の締結などにより企業秘密を守る方法もある。

一方では、リスク要因となる化学物質を含有する製品を購入、使用、廃棄する段階で、そのような化学物質の名称、組成及び人の健康や環境に対する情報をサプライチェーンを通じて提供し、適切なリスク管理を実行することが国際的に求められている。このため、サブスタンス／プレパレーションに関しては MSDS 等を用いた含有化学物質に関する情報提供は、国際的に制度化されている。

前述のとおり化学物質の組成に関する情報は重要な企業秘密を持つ場合があるので、一方で企業秘密を守りつつ、アーティクルについてもサプライチェーンを通して情報提供でリスク管理を図ることが求められる。

5. 実施項目

7つの管理の枠組み（Ⅰ～Ⅶ）において、製品含有化学物質管理として具体的に何を実施するのかをまとめたものが、次ページ以降に示す実施項目である。本ガイドラインを運用する各組織において、製品含有化学物質管理体制の構築と運用ができているのかどうかの判定に用いることができるのが「実施項目一覧表兼チェックシート」（別表1）である。

実施項目は、Ⅰ～Ⅶの枠組みの中から取り上げられた実施項目について理解し、実践しやすいようにPDCAの形式に整理して記述している。なお、PDCAとは、P（Plan：方針・計画策定）、D（Do：実施及び運用）、C（Check：パフォーマンスの評価及びその結果の報告）、A（Action：継続的な改善のための処置実施）のサイクルを継続して実施していくことをいう。

なお、実施項目に示された実施内容を満足させるために、「仕組み（ルール）」をつくり、実際に「取組み（運用）」していることの双方が実践されなければならない。

実施項目：製品含有化学物質管理に必要な項目を上げたもので、「製品含有化学物質管理の方針」から「マネジメントレビュー」までの項目から構成される。

実施内容：実施項目について、具体的にどのような内容が実践されるべきかを記述したものである。

この部分は、サプライチェーン全体で共通の言語とすることが重要であるが、業種によっては必ずしも適切に表現されていない場合もあるかもしれない。その場合は、必要な管理レベル及び「詳細説明／注意ポイント」の趣旨をよく理解し、必要に応じて読み替えを行うなどして、自社の業態に見合った「実施内容」を実施することが必要である。サプライチェーンに関わる企業の業種は多様であるので、分野別のより詳細な解説資料等が作成されることが望ましい。

「実施項目」が自社に該当しない場合には、その実施項目を満足する必要はない。

実施項目	実施内容	該当する管理枠組						
		I	II	III	IV	V	VI	VII
1. 方針	<p>●製品含有化学物質管理に取り組むことを表明していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 製品含有化学物質管理への取組みとは、本ガイドラインにしたがって、関係する法規制を遵守すること、製品含有化学物質管理体制を構築することなどをいう。</p> <p>(2) 経営者承認の取組みが盛り込まれた方針が周知されており、関係者に理解されていることを確認していることが重要である。</p> <p>(3) 方針は、定期的に見直しを行い、維持することが重要である。</p> <p>(4) 表明の方法の例としては、関係者を集めて方針を説明する、方針を掲示する、方針をカードにして配布するなどがあげられる。</p> <p>(5) 品質管理や環境管理等の仕組みが構築されている場合には、既存の仕組みを活用し、本ガイドラインの示す実施項目を満足する管理を実現してもよい。</p>							VII
2. 計画策定								
2.1 管理基準の明確化	<p>●製品含有化学物質に関する法規制及び業界基準に基づいて、遵守すべき管理基準を明確にし、関連部門に伝達していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 法規制とは、顧客が遵守する必要がある法規制を含む。</p> <p>(2) 業界基準とは、業界で定めた自主基準等をいう。</p> <p>(3) 最新の法規制及び業界基準に関する情報を維持、管理することが重要である。</p> <p>(4) 関連部門への伝達は、関連部門が理解し、必要な行動に結びついていることの確認が必要である。</p> <p>(5) 受託生産の場合でも、遵守すべき法規制を把握し、自ら管理基準を明確にすることが重要である。</p>							VII
2.2 管理範囲の明確化	<p>●製品含有化学物質の管理基準の適用範囲として、対象となる「組織」、「業務」、「化学物質」、「構成部材」、「工程」、「製品」等を明確にすること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 構成部材とは、製品を構成する原材料、パーツ、副資材等を指す。</p> <p>(2) 特にサプライチェーンの川上においては、製品含有化学物質情報（OUT 情報）を中心とした管理が行われる場合もあり、製造工程の実態に応じた対応が必要となる。</p> <p>(3) 工程には外注先、生産委託先も含む。</p> <p>(4) 適用範囲は、法規制によって異なる場合もある。例えば、製品を輸出する場合と国内向けの販売に限定される場合等があげられる。</p>							VII

実施項目	実施内容	該当する管理枠組						
		I	II	III	IV	V	VI	VII
2.3 目標の策定及び運営プロセスの計画	<p>●製品含有化学物質管理について目標・計画を作成していること。また、必要に応じて目標・計画を見直していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 目標・計画に対する進捗状況が明確にされ、進捗状況等に応じて目標・計画が修正されていることが重要である。</p> <p>(2) すでに目標を達成（EU RoHS 指令への対応完了等）していても、維持管理及び新規の法規制や業界基準への対応が必要である。</p>							VII
2.4 組織体制、責任と権限の明確化	<p>●製品含有化学物質管理における責任と権限を明確にしていること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 明確にする方法としては、例えば、製品含有化学物質に関する規定や組織図等がある。</p> <p>(2) 外注先、生産委託先についても、責任と権限の範囲を明確にしておくことが重要である。</p> <p>(3) 「管理範囲の明確化」において対象とした組織において、製品含有化学物質管理に関する必要な情報を特定し、適切に伝達・共有していることが重要である。</p>							VII
3. 運営管理								
3.1 設計・開発								
3.1.1 サブスタンス／プレパレーションの製造における設計	<p>●サブスタンス／プレパレーションを製造する場合、原材料の含有化学物質情報を確認し、管理基準を満たすように製品及びその製造工程を設計していること。必要な場合、購入品の仕様を指定していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 設計部門に限らず、構成部材を自社で選定している場合等は、「設計機能」を有することになり、本実施項目は「該当」となる。</p> <p>(2) 対象とする製品に関わる法規制や業界基準から、各管理対象物質について、含有量（上限値）を決定する。</p> <p>(3) 原材料や副資材に含有している化学物質及び工程内で添加・発生・除去される化学物質を考慮し、製品の管理基準を満たすために、購買・調達条件、製造工程、製造条件、検査・出荷条件等を定める。</p> <p>(4) 製造条件には、誤使用・混入・汚染防止や反応工程の適切な管理を含める。</p> <p>(5) 設計・開発段階において、実験、試作、量産等の各段階で必要なことを確認することが重要である。</p> <p>(6) 設計・開発の結果は、例えば、仕様書や図面、製造指示書や作業指示書、基準書等で示される。</p> <p>(7) 顧客から構成部材を指定された場合は、仕様や管理基準等について顧客と協議し、決定する。</p> <p>(8) サブスタンス／プレパレーションに含有される化学物質の情報の確認は、MSDS、MSDSplus 等の情報伝達手段の利用を推奨する。</p>	I	II					

実施項目	実施内容	該当する管理枠組						
		I	II	III	IV	V	VI	VII
3.1.2 サブスタンス／プレパレーションを用いたアーティクル製造における設計	<p>●サブスタンス／プレパレーションからアーティクルを製造する場合、原材料に含有される化学物質情報を確認していること。工程において含有化学物質の濃度や種類が変化する可能性がある場合には、その変化を把握すること。その上で、製品としての管理基準への適合を確認していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) サブスタンス／プレパレーションからアーティクルを製造する例として、樹脂の成形加工、めっき・塗装・印刷等の表面加工、はんだや接着剤等を用いた接合等があげられる。例えば接着する場合、硬化前と後では含有化学物質濃度（量）や種類に変化が生じる可能性があることに留意する。</p> <p>(2) 多くの場合、アーティクルから新たなアーティクルを製造する工程と同時に行われるので、同工程の設計・開発に関する実施項目（3.1.3）も漏れのないようにする。</p> <p>(3) 製造されたアーティクルが、サブスタンス／プレパレーションを付帯する場合には、サブスタンス／プレパレーションに含有される化学物質の情報を確認することが重要である。例えば、冷媒やグリス・潤滑油、防錆油等がある。</p> <p>(4) 3.1.1 の(1)から(8)を参照。</p>	I	II					
3.1.3 アーティクルを用いたアーティクル製造における設計	<p>●アーティクルから新たなアーティクルを製造する場合、パーツ等のアーティクルに含有される化学物質情報を確認し、製品としての管理基準への適合を確認していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) アーティクルから新たなアーティクルを製造する例として、パーツ等を組み立てたり、樹脂や金属製の原部品に機械的な加工を行う場合等がある。</p> <p>(2) 接着剤やはんだ等を使用する場合には、サブスタンス／プレパレーションを用いたアーティクルの製造も同時に行われるので、同工程の設計・開発に関する実施項目（3.1.2）も漏れのないようにする。</p> <p>(3) アーティクルに含有される化学物質情報の確認は、AIS、JGP ファイル、JAMA/JAPIA 統一データシート等の情報伝達手段の利用を推奨する。</p> <p>(4) 3.1.1 の(1)から(7)を参照。ただし、化学反応に関わる対応は除く。</p> <p>(5) 3.1.2 の(3)を参照。</p>				IV	V		

実施項目	実施内容	該当する管理枠組						
		I	II	III	IV	V	VI	VII
3.2 購買管理								
3.2.1 含有化学物質情報入手・確認	<p>●購入品の含有化学物質情報（IN 情報）を入手し、必要な内容が適切に書かれていることを確認した上で、管理基準に適合していることを確認していること。新製品や変更品に関しては、管理基準に沿った含有化学物質情報の入手・確認は量産開始前までに完了していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 製品含有化学物質情報とは、管理対象物質に関する含有の有無、含有量・含有濃度、使用用途等を指す。</p> <p>(2) 購入品がサブスタンス／プレパレーションの場合、含有化学物質情報の入手手段には、MSDS、MSDSplus 等がある。</p> <p>(3) 購入品がアーティクルの場合、含有化学物質情報の入手手段には、AIS、JGP ファイル、JAMA/JAPIA 統一データシート等がある。</p> <p>(4) 管理対象物質は用途により変わる可能性があるため、問い合わせの際は、用途を相手側に伝えることが望ましい。</p> <p>(5) 管理対象物質の識別は、CAS 番号あるいはその物質を特定できる名称、番号、記号等で行う。</p>	I			IV			
3.2.2 サプライヤの管理状況の確認	<p>●新規サプライヤの選定時に、サプライヤの製品含有化学物質管理の状況を確認していること。取引を継続する場合、必要に応じて再確認を実施していること。確認の結果に対する処置が定められていること。サプライヤの確認の対象、基準、頻度、方法等はリスクのレベルに応じて設定してもよい。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) サプライヤのリスクレベルの判断は、入手した含有情報、購入品への意図しない含有の可能性（反応工程の有無、併行生産、構成部材等）、本ガイドラインへの適合状況、環境／品質マネジメントシステムの有無、過去の実績等で行う。</p> <p>(2) 製品含有化学物質管理状況の確認方法としては、書類、訪問等がある。</p> <p>(3) 確認の結果に対する処置の例としては、採用、取引継続、改善要請、指導、取引停止等がある。</p>	I			IV			

実施項目	実施内容	該当する管理枠組						
		I	II	III	IV	V	VI	VII
3.3 受入確認	<p>●受け入れ時に、購入品が自社の管理基準に適合していることを確認していること。確認の対象、基準、方法、頻度等は、購入品のリスクのレベルに応じた方法を選択してもよい。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 製品含有化学物質管理上のリスクに応じて、自社の受け入れ手続きを明確にすることが重要である。</p> <p>(2) 購入品のリスクレベルの判断は、管理対象化学物質の含有可能性の大小、サプライヤの管理レベル、過去の実績、リサイクル材か否かなどで行うことが必要である。</p> <p>(3) 受け入れ手続きで明確にする項目の例</p> <p>a) 判定方法（現品と情報の照合、必要に応じ自社での測定等）</p> <p>b) 判定結果の記録方法</p> <p>c) 識別管理方法</p> <p>(4) 複数社購買（マルチソース）の場合、取引先ごとのリスクに応じた確認方法を実施する必要がある。</p>	I			IV			
3.4 工程管理								
3.4.1 誤使用・混入・汚染防止	<p>●管理対象とする化学物質の誤使用・混入・汚染防止策を実施していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 具体的には、重点的な管理が必要な工程とそれ以外の工程の分離、重点的な管理が必要な工程で使用する設備や治工具等の分離等の方法がある。重点的な管理が必要な工程とは、管理基準のある化学物質を使用する工程等であり、それ以外の一般的な工程とは区別して管理することが重要である。重点的な管理が必要な工程を分離しない場合は、識別や切り替え時の適切な手順を徹底することが必要である。</p> <p>(2) 重点的な管理が必要な工程では、部材、仕掛品、完成品の保管（倉庫を含む）を適切に行うことが重要である。</p> <p>(3) 重点的な管理が必要な工程が管理範囲内にはない場合は、最小限の対応で済むケースが想定される。ただし、確認を実施することは必要である。</p> <p>(4) リサイクル材を使用する場合は、そのリスクを十分に把握した上で、管理方法を定め、運用することが必要である。</p>		II			V		

実施項目	実施内容	該当する管理枠組						
		I	II	III	IV	V	VI	VII
3.4.2 反応工程の適切な管理	<p>●組成変化と濃度変化によって管理対象の化学物質が管理基準を越えて残留または生成しないように管理していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 酸化・還元・反応等による化学物質の組成変化や蒸発・揮散等による化学物質の濃度変化が発生する工程を特定し、適正な管理を実施する。</p> <p>(2) サブスタンス／プレパレーションからアーティクルへの変化の過程で、化学組成は変化しない場合もあるが、例えば、焼付け塗装工程では塗膜中の低分子量成分が揮散したり、硬化性樹脂の硬化成形工程ではモノマー、硬化剤や硬化開始剤が、硬化反応に関与し、硬化樹脂へ結合・組み込み・高分子化等による化学組成の変化が起こる場合があるので注意が必要である。</p> <p>(3) サブスタンス／プレパレーションからアーティクルを製造している組織が化学組成の変化を把握できない場合は、原材料のサプライヤに問い合わせるなどの対応が必要である。</p>		II					
3.4.3 生産委託先の管理	<p>●生産委託先の管理を適切に行っていること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 生産委託は、委託先における製品含有化学物質管理の仕組みにより管理されるべきである。委託先に必要な工程管理の要求内容を伝え、その管理体制を定期的に確認することが必要となる。</p> <p>(2) 生産委託先に原材料を支給して生産のみを委託する場合、委託先が部材を自己調達する場合等、生産委託の形態とリスクに応じて適切な管理を行う。</p>		II			V		
3.5 出荷時の確認	<p>●受け入れ時及び工程中において実施することを含めて、規定された確認事項が全て実施されたことを確認してから、製品を出荷していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 確認事項の例</p> <p>a) 受入確認された原材料・パーツ等を使用して製造されている。</p> <p>b) 定められた製造条件・設備・作業方法で製造されている。</p> <p>c) 不適合が発生した場合には、適切な処置が実施されている。</p> <p>d) 変更があった場合には、履歴が保存されている。</p> <p>e) 必要に応じてサンプリング測定による確認が実施されている。</p> <p>(2) 確認手段の例</p> <p>a) 現品票で工程内の管理状況が把握できる。</p> <p>b) 生産管理システムにより、工程内管理データが把握できる。</p> <p>(3) 製品倉庫や外部の物流倉庫においても、誤出荷・混入のないように管理することが必要である。</p>			III			VI	

実施項目	実施内容	該当する管理枠組						
		I	II	III	IV	V	VI	VII
3.6 トレーサビリティ	<p>●製品のトレーサビリティを確実にしていること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) トレーサビリティ（履歴管理）とは、不適合発生等の範囲の特定や、変更時の情報提供等を可能とするために、個々の製品について構成部材とその製造時期・場所、その構成部材に含有されていた化学物質、製造した製品に含有されている化学物質情報等をリスクに応じて把握し、その情報をすみやかに利用、開示・伝達できる仕組みを整えることである。</p> <p>(2) 工程では、管理情報、異常情報、要因変更情報等を管理することが重要である。</p> <p>(3) リスクに応じて、識別・隔離等を実施することが重要である。</p>							VII
3.7 変更管理	<p>●製品含有化学物質管理について変更管理のルールを定め、以下の内容を明確にしていること。</p> <p>(1) 製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更要素 購入先の変更・追加、購入品の変更、工程の変更等（製造条件、生産設備、型・治工具等、自社内だけでなく、サプライヤ、生産委託先等における変更を含む）</p> <p>(2) 社内外の処理手順 確認内容、確認手段、承認プロセス等</p> <p>(3) 社内外への情報伝達方法 変更の記録、通知、識別情報等</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 確認内容の例として、含有化学物質の変化、基準への適合等</p> <p>(2) サプライヤにおける変更情報を、確実に入手することが必要である。</p> <p>(3) 基準への適合確認は、変更を実施する前に行う。</p> <p>(4) 製品含有化学物質に変更が生じた場合は、更新された含有物質情報をすみやかに提供する。必要に応じて、製品のロット情報や識別情報を顧客に提供する。</p> <p>(5) 不特定多数の顧客に納入される製品（カタログ品、市販品）の含有化学物質が変更になる場合は、事前通知は難しいと考えられるため、別製品として扱う等の方法により識別を可能とすることが重要である。</p>							VII
3.8 不適合時の対応	<p>●不適合品発生時の対応処置（応急処置、原因究明、再発防止、水平展開等）のルールを定めていること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 応急処置の例としては、波及範囲の特定（発生ロットの特定、対象設備等）、拡散防止（出荷停止、生産停止）、社内への連絡、顧客への連絡、必要に応じた含有化学物質管理の責任者及び経営者への連絡（エスカレーション）等がある。</p> <p>(2) 応急処置の後に、原因を特定し、必要な処置を決定、実施して再発を防止することが必要である。</p> <p>(3) 水平展開とは、再発防止策を自部門だけではなく、必要に応じて関係部門（グループ内、関係会社）に展開することなどをいう。</p> <p>(4) 発生を未然に防止するための予防処置を講じることが望ましい。例えば、工程管理として実施するはんだ槽の鉛濃度の定期的な測定等がある。</p>							VII

実施項目	実施内容	該当する管理枠組						
		I	II	III	IV	V	VI	VII
4. 人的資源及び文書・情報の管理								
4.1 教育・訓練	<p>●製品含有化学物質管理に必要な教育・訓練の内容、対象者等を特定・実施していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 教育・訓練の内容の例としては、担当する業務の内容、製品含有化学物質管理の考え方、関連する法規制や業界標準、化学物質のリスク管理、業界団体等による取組み、管理対象物質の用途・混入事例、分析方法等がある。</p> <p>(2) 必要とされた事項が漏れなく実施されたことを確認することが重要である。</p>							VII
4.2 文書及び記録の管理	<p>●製品含有化学物質管理に関するルールを文書化し、維持・管理していること。また、運用の結果の記録についても適切に作成・保管していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 自社の製品含有化学物質管理体制及びその関連文書類を体系的に示すことのできる文書（文書体系図等）を作成することが重要である。</p> <p>(2) 文書は、必要に応じてその内容を見直し、必要なときに最新版が閲覧可能な状態としておくことが重要である。</p> <p>(3) 文書の例としては、方針、製品含有化学物質管理マニュアル、関連する化学物質管理手順書、規定、規格、基準、標準類、手順書、文書体系図等がある。</p> <p>(4) 記録の例としては、含有化学物質情報、受入確認データ、出荷確認データ、内部監査結果、調査データ、分析データ等がある。</p>							VII
4.3 コミュニケーション（情報提供）	<p>●供給先に対し、製品の含有化学物質情報（OUT 情報）を適切に提供していること。製品含有化学物質管理体制についての問合せについても適切に対応していること。</p> <p>[詳細説明／注意ポイント]</p> <p>(1) 供給する製品がサブスタンス／プレパレーションの場合は MSDS、MSDSplus、アーティクルの場合は、AIS、JGP ファイル、JAMA/JAPIA 統一データシート等の手段の利用を推奨する。</p> <p>(2) 機密情報の取り扱いについて顧客・購入メーカーとの契約書等にて明確にする。</p>							VII

実施項目	実施内容	該当する管理枠組						
		I	II	III	IV	V	VI	VII
5. パフォーマンス (実施状況)の評価及び改善	<p>●製品含有化学物質管理の状況について、内部監査等によって定期的に確認し、改善の必要な事項については、改善を実施していること。確認した結果は、経営者等に報告すること。</p> <p>[詳細説明/注意ポイント]</p> <p>(1) 実施手順を定め、内部監査等を実施することが必要である。</p> <p>(2) 内部監査等の担当者には、製品含有化学物質管理に関わる必要な教育・訓練を実施することが重要である。</p> <p>(3) 実施状況の評価と改善は、実施する組織の規模などに応じた適切な方法で実施することが重要である。</p>							VII
6. マネジメントレビュー(経営者による見直し)	<p>●経営者が、内部監査等の結果、不具合発生状況等を受け、課題事項がある場合は、次期目標に反映する等、改善を実施していること。</p>							VII

6. 本ガイドラインの運用

6.1 適合の判定基準

(1) 自社の工程が該当する管理枠組みの確認

実施項目ごとに、管理体制を構築する組織の単位工程が該当するⅠ～Ⅶの管理枠組みを選択する。いずれの管理枠組みも該当しない場合はその理由を明確にしておくこと。

(2) 実施項目ごとの適合判定

製品含有化学物質管理体制の構築と運用ができているかどうかの判定は、実施項目ごとに、以下の4段階で行う。他の同等以上の基準や指針等に従って構築し、実践している製品含有化学物質管理の仕組みがある場合には、実施項目ごとに管理の要件を実質的に満足していることを判定する。

表6-1 各実施項目への適合判定基準

判定	基準	判定基準	
		ルール	運用
適合	実施項目を満足するための適切なルール（仕組み）とルールに基づく運用（取組み）が行われている場合「適合」とする。ルールや運用の結果はドキュメントや記録等で客観的に確認できること。	○	○
準適合	実施項目を満足するための適切なルール（仕組み）があるが、運用（取組み）の一部だけが実施されているだけで、不備な点がある場合、または実施項目を満足する運用が行われているが、ルールの一部だけが実施されているだけで、不備な点がある場合は「準適合」とする。いずれの場合も実際の運用でカバーされ、適合に準じるような状況にあることが重要である。また、ルールや運用の結果はドキュメントや記録等で客観的に確認できること。	○	△
		△	○
不適合	以下のいずれかに該当する場合は「不適合」とする。 ①実施項目を満足するためのルール（仕組み）があるが（一部不適切な場合も含む）、ルールに基づく運用（取組み）を行っていない場合。 ②実施内容の運用が行われているが（一部不適切な場合も含む）、ルールがない場合。 ③ルールはあるが一部に不十分な点があり、運用についても行われているが、一部に不十分な点がある場合。	○	×
		×	○
		△	△
		△	×
		×	△
		×	×
非該当	「実施項目」が自社の管理対象に該当しない場合は、「非該当」とする。	—	

○：実施項目を満たしている

△：実施項目の一部に不十分な点がある。

×：実施項目を満たしていない

(3) 総合判定

実施項目ごとの判定をもとに、以下を満たす場合を合格とする。

表6-2 総合判定の基準

総合判定基準	- 「実施項目」の該当項目が全て「適合」の場合。または、 - 「不適合」がなく、かつ「準適合」が「実施項目」の該当項目数の1/4以下の 場合。ただし、「準適合」の項目については是正計画書があること。
--------	---

(4) 実施項目への適合状況の点数付け

参考情報として、該当する各実施項目に対し、適合3点、準適合2点、不適合0点として、100点満点換算を行う。実施項目に非該当がある場合には、その項目を除いて総合点の満点を設定する。

表6-3 適合状況の点数付け

$$\text{採点の合計値} \div (\text{該当する実施項目数} \times 3) \times 100 = 100 \text{ 点満点換算値 (評点)}$$

採点した結果は、判定基準とはしない。この点数付けは、自社またはサプライヤにおける製品含有化学物質管理体制の構築状況の進捗確認を行う際に活用できると考えて設定したものである。

6.2 自己適合宣言について

自己適合宣言とは、本ガイドラインに基づいて、自社の製品含有化学物質の管理体制を構築し、実践していることを自らが宣言することをいう。

(1) 自己適合宣言の目的

製品含有化学物質の管理体制について自ら評価を行い、弱い部分を把握、改善し、信頼性の高いデータをサプライチェーンに提供することを促す。さらに、自らが行う製品含有化学物質管理への取組みを社会に向けて公表することによりアピールする。

(2) 自己適合宣言に伴う責任

自己適合宣言を行う際には、以下の①～⑥を守らなければならない。

- ①自己適合宣言した内容に対しては、自らが責任を持つ。
- ②適合を検証した記録類は保管する。なお、保管期限については、運用各社の判断で設定する。
- ③自己適合宣言した内容を記載した自己適合宣言書を作成する。なお、自己適合宣言書については、別表2に示す例を参照のこと。
- ④自己適合宣言書は、社内外からの要求に応じて公開する。
- ⑤自己適合宣言した内容は、継続して運用し、定期的に本ガイドラインへの適合を検証しなけれ

ばならない。

⑥チェックシートに基づいた評価結果（点数）は、自己適合宣言書に記載する。

6.3 検証記録の開示

自己適合宣言は、自社の責任で行うが、調達側は、サプライヤに対し自己適合宣言の検証記録の開示を求めることができる。検証記録の開示要請があった場合には、協議の上、開示されることが望ましい。

参考資料 1：本ガイドラインの実施項目と既存システムとの比較

下表は、製品含有化学物質管理ガイドラインの実施項目と、品質及び環境マネジメントシステムとの技術的対応を示している。この比較の目的は、いずれか一方または両方の規格をすでに運用している組織が、製品含有化学物質管理体制を新たに構築したり、体制の有効性を確認したりする際に参考情報を提供することである。

項目の実施内容がある程度一致している場合に、各項目間の対応を示しているが、それ以外にも比較的弱い相互関係があることに留意が必要である。

製品含有化学物質管理 ガイドライン	ISO 9001:2000	ISO 14001:2004
	4. 品質マネジメントシステム	4. 環境マネジメントシステム 要求事項
1. 方針	5.1 経営者のコミットメント 5.3 品質方針 8.5.1 継続的改善	4.2 環境方針
2. 計画策定		
2. 計画策定 2.1 管理基準の明確化 2.2 管理範囲の明確化	5.2 顧客重視 7.2.1 製品に関連する要求事項の 明確化 7.2.2 製品に関連する要求事項の レビュー	4.3.1 環境側面 4.3.2 法的及びその他の要求事項
2.3 目標の策定及び運営プロセス の計画	5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステム の計画 8.5.1 継続的改善	4.3.3 目的、目標及び実施計画
2.4 組織体制、責任と権限の明確 化	5.1 経営者のコミットメント 5.5.1 責任及び権限 5.5.2 管理責任者 5.5.3 内部コミュニケーション 6.1 資源の提供 6.3 インフラストラクチャー	4.4.1 (計画) 資源・役割、責任 及び権限
3. 運営管理		
3.1 設計・開発	7.1 製品実現の計画 7.2.1 製品に関連する要求事項の 明確化 7.2.2 製品に関連する要求事項の レビュー 7.2.3 顧客とのコミュニケーション 7.3.1 設計・開発の計画 7.3.2 設計・開発へのインプット 7.3.3 設計・開発からのアウトプ ット 7.3.4 設計・開発のレビュー 7.3.5 設計・開発の検証 7.3.6 設計・開発の妥当性確認	4.4.6 運用管理

製品含有化学物質管理 ガイドライン	ISO 9001:2000	ISO 14001:2004
3.2 購買管理	7.4.1 購買プロセス 7.4.2 購買情報 7.4.3 購買製品の検証	
3.3 受入確認	7.4.3 購買製品の検証	
3.4 工程管理	7.5.1 製造及びサービス提供の管理 7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認 7.5.5 製品の保存	4.4.6 運用管理
3.5 出荷時の確認	7.6 監視機器及び測定機器の管理 8.1 (測定、分析及び改善) 一般 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 製品の監視及び測定 8.4 データの分析	4.5.1 監視及び測定 4.5.2 順守評価
3.6 トレーサビリティ	7.5.3 識別及びトレーサビリティ	4.4.6 運用管理
3.7 変更管理	7.3.7 設計・開発の変更管理	4.4.6 運用管理
3.8 不適合時の対応	8.3 不適合製品の管理 8.4 データの分析 8.5.2 是正処置 8.5.3 予防処置	4.5.3 不適合並びに是正処置及び 予防処置 4.4.7 緊急事態への準備及び対応
4. 人的資源及び文書・情報の管理		
4.1 教育・訓練	6.2.1 (人的資源) 一般 6.2.2 力量、認識及び教育・訓練	4.4.2 力量、教育訓練及び自覚
4.2 文書及び記録の管理	4.2.1 (文書化に関する要求事項) 一般 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	4.4.4 文書類 4.4.5 文書管理 4.5.4 記録の管理
4.3 コミュニケーション (情報提供)	7.2.3 顧客とのコミュニケーション	4.4.3 コミュニケーション
5. パフォーマンス (実施状況) の評価及び改善	8.2.2 内部監査	4.5.5 内部監査
6. マネジメントレビュー (経営者による見直し)	5.1 経営者のコミットメント 5.6.1 (マネジメントレビュー) 一般 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 8.5.1 継続的改善	4.6 マネジメントレビュー

参考資料 2：製品含有化学物質の7つの管理枠組みに該当する実施項目

下表は、製品含有化学物質管理の7つの管理枠組みに対応する実施項目を示している。本ガイドラインの実施項目はPDCAの形式で記述されているが、管理枠組みごとに必要となる製品含有化学物質管理の要件を確認する場合などの参考情報として提供するものである。

管理の枠組み		該当する実施項目	
I	サブスタンス／ プレパレーションの購入	3.1.1 3.1.2 3.2.1 3.2.2 3.3 3.7 3.8	サブスタンス／プレパレーションの製造における設計 サブスタンス／プレパレーションを用いたアーティクル製造における設計 含有化学物質情報入手・確認 サプライヤの管理状況の確認 受入確認 変更管理 不適合時の対応
II	サブスタンス／ プレパレーションの製造	3.1.1 3.1.2 3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.7 3.8	サブスタンス／プレパレーションの製造における設計 サブスタンス／プレパレーションを用いたアーティクル製造における設計 誤使用・混入・汚染防止 反応工程の適切な管理 生産委託先の管理 変更管理 不適合時の対応
III	サブスタンス／ プレパレーションの販売	3.5	出荷時の確認
IV	アーティクルの購入	3.1.3 3.2.1 3.2.2 3.3 3.7 3.8	アーティクルを用いたアーティクル製造における設計 含有化学物質情報入手・確認 サプライヤの管理状況の確認 受入確認 変更管理 不適合時の対応
V	アーティクルの製造	3.1.3 3.4.1 3.4.3 3.7 3.8	アーティクルを用いたアーティクル製造における設計 誤使用・混入・汚染防止 生産委託先の管理 変更管理 不適合時の対応
VI	アーティクルの販売	3.5	出荷時の確認
VII	共通管理	1. 2. 3.6 3.7 3.8 4. 5. 6.	方針 計画策定 トレーサビリティ 変更管理 不適合時の対応 人的資源及び文書・情報の管理 パフォーマンス（実施状況）の評価及び改善 マネジメントレビュー（経営者による見直し）

別表 1：実施項目一覧表兼チェックシート

実施項目一覧表兼チェックシートを次ページ以降に示す。なお、実施項目一覧表兼チェックシートは、MS-Excel データ形式でも提供される。

製品含有化学物質管理ガイドライン（第2版） 実施項目一覧表 兼 チェックシート

作成日:	
会社名:	
管理の対象組織:	
記入者 部署名:	
役職:	
氏名:	
電話:	
E-mail:	
備考:	

【各項目の説明】

実施項目: 製品含有化学物質管理に必要な要件をまとめたもので、「1. 方針」～「6. マネジメントレビュー」の6つの大項目に分類し、それらを細分化した計23の小項目からなる。

実施内容: 実施項目について、具体的にどのような内容を実践すべきなのかを記述したものである。この部分はサプライチェーン全体で共通の言語とすることが重要であるが、業種によっては必ずしも適正に表現されていない場合があるかも知れない。その場合は、製品含有化学物質管理の考え方および「詳細説明／注意ポイント」の趣旨を良く理解して、自社の業態に見合った「実施内容」を実施すること。ただし、記述されている「実施内容」が自社にとっては非該当となる場合は、その「実施内容」を満足する必要はない。例として、自社に設計機能がない場合は、「実施項目一覧表」の「3.1 設計・開発」に「実施項目」、「実施内容」を補足するもので、実施の具体例や実施が必要な理由などを記述している。

詳細説明／注意ポイント:

管理枠組み: サブスタンス／プレパレーション及びアーティクルの単位工程で行われる管理のための実施事項をいう(本ガイドライン4.3項を参照)。この欄では、各「実施項目」がどの管理枠組みに位置付けられるかを示している。なお、適合チェックをする際には「管理枠組み」欄を記入用として使用する。

【記入要領】

- 手順①: 「管理枠組み」(Ⅰ～Ⅶ)の中から、自社として管理範囲に含まれると判断したすべての枠組みを明確にし、下記の【該当する枠組み】欄にチェックして下さい。
- 手順②: 実施項目一覧表兼チェックシートの管理枠組み欄の、手順①でチェックした管理枠組みの番号に●印が記載されている項目は、取り組むべき項目になります。
- 手順③: 該当する実施内容毎に、本ガイドライン表6-1の基準にもとづき判定し、その結果を「判定」欄の該当ヶ所に○印を記入して下さい(Excel入力の場合はプルダウンより選択)。非該当の場合は「非該当」として下さい。
- 手順④: 「証拠」欄には判定の客観的根拠となる事実を【ルール】面と【運用】面に分けて記載して下さい。記載は、ドキュメント名や運用している内容を具体的に記入して下さい。非該当がある場合はその理由を、それぞれについて可能な範囲で記入して下さい。
※客観的根拠となる事実としてドキュメント等のコピーの添付も可能です。

(以下の手順は、Excel入力の場合は自動計算されますので対象外です)

- 手順⑤: 「採点」欄には、手順②の実施項目毎の判定結果をもとに下記の採点方法(*注)に従って点数を記入して下さい。「非該当」の場合は「採点」欄を「空欄」として下さい。
*注 採点方法: 実施項目の判定結果が、「適合」の場合(3点)、「準適合」の場合(2点)、「不適合」の場合(0点)、「非該当」の場合(空欄)とする。
- 手順⑥: 「合計値」欄に、各「採点」欄の点数の合計値を記入して下さい。すべての項目が該当する場合(評価対象となる場合)の満点値は69点となります。なお、この合計値を分子とし、「採点した項目数の3倍の値」を分母とする値を100倍した整数値を「評点(100点満点に換算した値)」として下さい。 <採点の合計値 / (該当する実施項目数 × 3) × 100 = 100点満点換算値(評点)>
- 手順⑦: 本ガイドライン表6-2の基準にもとづき総合判定し、「総合判定」の該当する欄に○印を記入して下さい。

【該当する枠組み】

「管理枠組み(Ⅰ～Ⅶ)」の中から、自社として管理範囲に含まれると判断したすべての枠組みをチェックして下さい。(Ⅶは、全ての組織が取組む共通管理枠組み)

<input type="checkbox"/> Ⅰ	<input type="checkbox"/> Ⅱ	<input type="checkbox"/> Ⅲ	<input type="checkbox"/> Ⅳ	<input type="checkbox"/> Ⅴ	<input type="checkbox"/> Ⅵ	<input checked="" type="checkbox"/> Ⅶ
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------------

(別表1) 実施項目一覧表兼チェックシート Ver.2 (2008.03.31)

(手書きの場合、
該当する判定
結果に○)

(記入要領を参照)

実施項目	実施内容	詳細説明/注意ポイント	管理枠組み							判定	証拠 (事実、ドキュメント名など) (実施内容及び不足する部分を記入)	採点	
			I	II	III	IV	V	VI	VII				
1. 方針	●製品含有化学物質管理に取り組むことを表明していること。	(1) 製品含有化学物質管理への取組みとは、本ガイドラインにしたがって、関係する法規制を遵守すること、製品含有化学物質管理体制を構築することなどをいう。 (2) 経営者承認の取組みが盛り込まれた方針が周知されており、関係者に理解されていることを確認していることが重要である。 (3) 方針は、定期的に見直しを行い、維持することが重要である。 (4) 表明の方法の例としては、関係者を集めて方針を説明する、方針を掲示する、方針をカードにして配布するなどがあげられる。 (5) 品質管理や環境管理等の仕組みが構築されている場合には、既存の仕組みを活用し、本ガイドラインの示す実施項目を満足する管理を実現してもよい。								● 適合 準適合 不適合	ルール: 運用:		
2. 計画策定													
2.1 管理基準の明確化	●製品含有化学物質に関する法規制及び業界基準に基づいて、遵守すべき管理基準を明確にし、関連部門に伝達していること。	(1) 法規制とは、顧客が遵守する必要がある法規制を含む。 (2) 業界基準とは、業界で定めた自主基準等をいう。 (3) 最新の法規制及び業界基準に関する情報を維持、管理することが重要である。 (4) 関連部門への伝達は、関連部門が理解し、必要な行動に結びついていることの確認が必要である。 (5) 受託生産の場合でも、遵守すべき法規制を把握し、自ら管理基準を明確にすることが重要である。									● 適合 準適合 不適合	ルール: 運用:	
2.2 管理範囲の明確化	●製品含有化学物質の管理基準の適用範囲として、対象となる「組織」、「業務」、「化学物質」、「構成部材」、「工程」、「製品」等を明確にすること。	(1) 構成部材とは、製品を構成する原材料、パーツ、副資材等を指す。 (2) 特にサプライチェーンの川上においては、製品含有化学物質情報(OUT情報)を中心とした管理が行われる場合もあり、製造工程の実態に応じた対応が必要となる。 (3) 工程には外注先、生産委託先も含む。 (4) 適用範囲は、法規制によって異なる場合もある。例えば、製品を輸出する場合と国内向けの販売に限定される場合等があげられる。									● 適合 準適合 不適合	ルール: 運用:	
2.3 目標の策定及び運営プロセスの計画	●製品含有化学物質管理について目標・計画を作成していること。また、必要に応じて目標・計画を見直していること。	(1) 目標・計画に対する進捗状況が明確にされ、進捗状況等に応じて目標・計画が修正されていることが重要である。 (2) すでに目標を達成(EU RoHS指令への対応完了等)していても、維持管理及び新規の法規制や業界基準への対応が必要である。									● 適合 準適合 不適合	ルール: 運用:	
2.4 組織体制、責任と権限の明確化	●製品含有化学物質管理における責任と権限を明確にしていること。	(1) 明確にする方法としては、例えば、製品含有化学物質に関する規定や組織図等がある。 (2) 外注先、生産委託先についても、責任と権限の範囲を明確にしておくことが重要である。 (3) 「管理範囲の明確化」において対象とした組織において、製品含有化学物質管理に関する必要な情報を特定し、適切に伝達・共有していることが重要である。									● 適合 準適合 不適合	ルール: 運用:	

実施項目	実施内容	詳細説明／注意ポイント	管理枠組み							判定	証拠（事実、ドキュメント名など） （実施内容及び不足する部分を記入）	採点
			I	II	III	IV	V	VI	VII			
3. 実施及び運営												
3.1 設計・開発												
3.1.1 サブスタンス／プレパレーションの製造における設計	●サブスタンス／プレパレーションを製造する場合、原材料の含有化学物質情報を確認し、管理基準を満たすように製品及びその製造工程を設計していること。必要な場合、購入品の仕様を指定していること。	(1) 設計部門に限らず、構成部材を自社で選定している場合等は、「設計機能」を有することになり、本実施項目は「該当」となる。 (2) 対象とする製品に関わる法規制や業界基準から、各管理対象物質について、含有量(上限値)を決定する。 (3) 原材料や副資材に含有している化学物質及び工程内で添加・発生・除去される化学物質を考慮し、製品の管理基準を満たすために、購買・調達条件、製造工程、製造条件、検査・出荷条件等を定める。 (4) 製造条件には、誤使用・混入・汚染防止や反応工程の適切な管理を含める。 (5) 設計・開発段階において、実験、試作、量産等の各段階で必要なことを確認することが重要である。 (6) 設計・開発の結果は、例えば、仕様書や図面、製造指示書や作業指示書、基準書等で示される。 (7) 顧客から構成部材を指定された場合は、仕様や管理基準等について顧客と協議し、決定する。 (8) サブスタンス／プレパレーションに含有される化学物質の情報の確認は、MSDS、MSDSplus等の情報伝達手段の利用を推奨する。	●●							適合 準適合 不適合 非該当	ルール： 運用：	
3.1.2 サブスタンス／プレパレーションを用いたアーティクル製造における設計	●サブスタンス／プレパレーションからアーティクルを製造する場合、原材料に含有される化学物質情報を確認していること。工程において含有化学物質の濃度や種類が変化する可能性がある場合には、その変化を把握すること。その上で、製品としての管理基準への適合を確認していること。	(1) サブスタンス／プレパレーションからアーティクルを製造する例として、樹脂の成形加工、めっき・塗装・印刷等の表面加工、はんだや接着剤等を用いた接合等があげられる。例えば接着する場合、硬化前後では含有化学物質濃度(量)や種類に変化が生じる可能性があることに留意する。 (2) 多くの場合、アーティクルから新たなアーティクルを製造する工程と同時に進められるので、同工程の設計・開発に関する実施項目(3.1.3)も漏れないようにする。 (3) 製造されたアーティクルが、サブスタンス／プレパレーションを付帯する場合には、サブスタンス／プレパレーションに含有される化学物質の情報を確認することが重要である。例えば、冷媒やグリソ・潤滑油、防錆油等がある。 (4) 3.1.1の(1)から(8)を参照。	●●							適合 準適合 不適合 非該当	ルール： 運用：	
3.1.3 アーティクルを用いたアーティクル製造における設計	●アーティクルから新たなアーティクルを製造する場合、パーツ等のアーティクルに含有される化学物質情報を確認し、製品としての管理基準への適合を確認していること。	(1) アーティクルから新たなアーティクルを製造する例として、パーツ等を組み立てたり、樹脂や金属製の原部品に機械的な加工を行う場合等がある。 (2) 接着剤やはんだ等を使用する場合には、サブスタンス／プレパレーションを用いたアーティクルの製造も同時に行われるので、同工程の設計・開発に関する実施項目(3.1.2)も漏れないようにする。 (3) アーティクルに含有される化学物質情報の確認は、AIS、JGPFファイル、JAMA/JAPIA統一データシート等の情報伝達手段の利用を推奨する。 (4) 3.1.1の(1)から(7)を参照。ただし、化学反応に関わる対応は除く。 (5) 3.1.2の(3)を参照。							●●	適合 準適合 不適合 非該当	ルール： 運用：	

実施項目	実施内容	詳細説明／注意ポイント	管理枠組み							判定	証拠（事実、ドキュメント名など） （実施内容及び不足する部分を記入）	採点
			I	II	III	IV	V	VI	VII			
3.2 購買管理												
3.2.1 含有化学物質情報入手・確認	●購入品の含有化学物質情報(IN情報)を入手し、必要な内容が適切に書かれていることを確認した上で、管理基準に適合していることを確認していること。新製品や変更品に関しては、管理基準に沿った含有化学物質情報の入手・確認は量産開始前までに完了していること。	(1) 製品含有化学物質情報とは、管理対象物質に関する含有の有無、含有量・含有濃度、使用用途等を指す。 (2) 購入品がサブスタンス/プレパレーションの場合、含有化学物質情報の入手手段には、MSDS、MSDSplus等がある。 (3) 購入品がアーティクルの場合、含有化学物質情報の入手手段には、AIS、JGPファイル、JAMA/JAPIA統一データシート等がある。 (4) 管理対象物質は用途により変わる可能性があるため、問い合わせの際は、用途を相手側に伝えることが望ましい。 (5) 管理対象物質の識別は、CAS番号あるいはその物質を特定できる名称、番号、記号等で行う。	●	●						適合 準適合 不適合 非該当	ルール： 運用：	
3.2.2 サプライヤの管理状況の確認	●新規サプライヤの選定時に、サプライヤの製品含有化学物質管理の状況を確認していること。取引を継続する場合、必要に応じて再確認を実施していること。確認の結果に対する処置が定められていること。サプライヤの確認の対象、基準、頻度、方法等はリスクのレベルに応じて設定してもよい。	(1) サプライヤのリスクレベルの判断は、入手した含有情報、購入品への意図しない含有の可能性(反応工程の有無、併行生産、構成部材等)、本ガイドラインへの適合状況、環境/品質マネジメントシステムの有無、過去の実績等で行う。 (2) 製品含有化学物質管理状況の確認方法としては、書類、訪問等がある。 (3) 確認の結果に対する処置の例としては、採用、取引継続、改善要請、指導、取引停止等がある。	●	●						適合 準適合 不適合 非該当	ルール： 運用：	
3.3 受入確認	受け入れ時に、購入品が自社の管理基準に適合していることを確認していること。確認の対象、基準、方法、頻度等は、購入品のリスクのレベルに応じた方法を選択してもよい。	(1) 製品含有化学物質管理上のリスクに応じて、自社の受け入れ手続きを明確にすることが重要である。 (2) 購入品のリスクレベルの判断は、管理対象化学物質の含有可能性の大小、サプライヤの管理レベル、過去の実績、リサイクル材か否かなどで行う必要がある。 (3) 受け入れ手続きで明確にする項目の例 a) 判定方法(現品と情報の照合、必要に応じ自社での測定等) b) 判定結果の記録方法 c) 識別管理方法 (4) 複数社購買(マルチソース)の場合、取引先ごとのリスクに応じた確認方法を実施する必要がある。	●	●						適合 準適合 不適合 非該当	ルール： 運用：	
3.4 工程管理												
3.4.1 誤使用・混入・汚染防止	●管理対象とする化学物質の誤使用・混入・汚染防止策を実施していること。	(1) 具体的には、重点的な管理が必要な工程とそれ以外の工程の分離、重点的な管理が必要な工程で使用する設備や治工具等の分離等の方法がある。重点的な管理が必要な工程とは、管理基準のある化学物質を使用する工程等であり、それ以外の一般的な工程とは区別して管理することが重要である。重点的な管理が必要な工程を分離しない場合は、識別や切り替え時の適切な手順を徹底することが必要である。 (2) 重点的な管理が必要な工程では、部材、仕掛品、完成品の保管(倉庫を含む)を適切に行うことが重要である。 (3) 重点的な管理が必要な工程が管理範囲内にはない場合は、最小限の対応で済むケースが想定される。ただし、確認を実施することは必要である。 (4) リサイクル材を使用する場合は、そのリスクを十分に把握した上で、管理方法を定め、運用することが必要である。	●	●						適合 準適合 不適合 非該当	ルール： 運用：	

実施項目	実施内容	詳細説明／注意ポイント	管理枠組み								判定	証拠（事実、ドキュメント名など） （実施内容及び不足する部分を記入）	採点
			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII			
3.4.2 反応工程の適切な管理	●組成変化と濃度変化によって管理対象の化学物質が管理基準を越えて残留または生成しないように管理していること。	(1) 酸化・還元・反応等による化学物質の組成変化や蒸発・揮散等による化学物質の濃度変化が発生する工程を特定し、適正な管理を実施する。 (2) サブスタンス/プレパレーションからアーティクルへの変化の過程で、化学組成は変化しない場合もあるが、例えば、焼付け塗装工程では塗膜中の低分子量成分が揮散したり、硬化性樹脂の硬化成形工程ではモノマー、硬化剤や硬化開始剤が、硬化反応に関与し、硬化樹脂へ結合・組み込み・高分子化等による化学組成の変化が起こる場合があるので注意が必要である。 (3) サブスタンス/プレパレーションからアーティクルを製造している組織が化学組成の変化を把握できない場合は、原材料のサプライヤに問い合わせるなどの対応が必要である。	●								適合 準適合 不適合 非該当	ルール： 運用：	
3.4.3 生産委託先の管理	●生産委託先の管理を適切に行っていること。	(1) 生産委託は、委託先における製品含有化学物質管理の仕組みにより管理されるべきである。委託先に必要な工程管理の要求内容を伝え、その管理体制を定期的に確認することが必要となる。 (2) 生産委託先に原材料を支給して生産のみを委託する場合、委託先が部材を自己調達する場合等、生産委託の形態とリスクに応じて適切な管理を行う。	●								適合 準適合 不適合 非該当	ルール： 運用：	
3.5 出荷時の確認	●受け入れ時及び工程中に実施することを含めて、規定された確認事項が全て実施されたことを確認してから、製品を出荷していること。	(1) 確認事項の例 a) 受入確認された原材料・パーツ等を使用して製造されている。 b) 定められた製造条件・設備・作業方法で製造されている。 c) 不適合が発生した場合には、適切な処置が実施されている。 d) 変更があった場合には、履歴が保存されている。 e) 必要に応じてサンプリング測定による確認が実施されている。 (2) 確認手段の例 a) 現品票で工程内の管理状況が把握できる。 b) 生産管理システムにより、工程内管理データが把握できる。 (3) 製品倉庫や外部の物流倉庫においても、誤出荷・混入のないように管理することが必要である。	●								適合 準適合 不適合 非該当	ルール： 運用：	
3.6 トレーサビリティ	●製品のトレーサビリティを確実にしていること。	(1) トレーサビリティ(履歴管理)とは、不適合発生等の範囲の特定や、変更時の情報提供等を可能とするために、個々の製品について構成部材とその製造時期・場所、その構成部材に含有されていた化学物質、製造した製品に含有されている化学物質情報等をリスクに応じて把握し、その情報をすみやかに利用、開示・伝達できる仕組みを整えることである。 (2) 工程では、管理情報、異常情報、要因変更情報等を管理することが重要である。 (3) リスクに応じて、識別・隔離等を実施することが重要である。								●	適合 準適合 不適合	ルール： 運用：	

実施項目	実施内容	詳細説明／注意ポイント	管理枠組み								判定	証拠（事実、ドキュメント名など） （実施内容及び不足する部分を記入）	採点
			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII			
3.7 変更管理	<p>●製品含有化学物質管理について変更管理のルールを定め、以下の内容を明確にしていること。</p> <p>(1) 製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更要素 購入先の変更・追加、購入品の変更、工程の変更等（製造条件、生産設備、型・治工具等、自社内だけでなく、サプライヤ、生産委託先等における変更を含む）</p> <p>(2) 社内外の処理手順 確認内容、確認手段、承認プロセス等</p> <p>(3) 社内外への情報伝達方法 変更の記録、通知、識別情報等</p>	<p>(1) 確認内容の例として、含有化学物質の変化、基準への適合等</p> <p>(2) サプライヤにおける変更情報を、確実に入手することが必要である。</p> <p>(3) 基準への適合確認は、変更を実施する前に行う。</p> <p>(4) 製品含有化学物質に変更が生じた場合は、更新された含有物質情報をすみやかに提供する。必要に応じて、製品のロット情報や識別情報を顧客に提供する。</p> <p>(5) 不特定多数の顧客に納入される製品（カタログ品、市販品）の含有化学物質が変更になる場合は、事前通知は難しいと考えられるため、別製品として扱う等の方法により識別を可能とすることが重要である。</p>								● 適合 準適合 不適合	<p>ルール：</p> <p>運用：</p>		
3.8 不適合時の対応	<p>●不適合品発生時の対応処置（応急処置、原因究明、再発防止、水平展開等）のルールを定めていること。</p>	<p>(1) 応急処置の例としては、波及範囲の特定（発生ロットの特定、対象設備等）、拡散防止（出荷停止、生産停止）、社内への連絡、顧客への連絡、必要に応じた含有化学物質管理の責任者及び経営者への連絡（エスカレーション）等がある。</p> <p>(2) 応急処置の後に、原因を特定し、必要な処置を決定、実施して再発を防止することが必要である。</p> <p>(3) 水平展開とは、再発防止策を自部門だけでなく、必要に応じて関係部門（グループ内、関係会社）に展開することなどをいう。</p> <p>(4) 発生を未然に防止するための予防処置を講じることが望ましい。例えば、工程管理として実施するはんだ槽の鉛濃度の定期的な測定等がある。</p>								● 適合 準適合 不適合	<p>ルール：</p> <p>運用：</p>		
4. 人的資源及び文書・情報の管理													
4.1 教育・訓練	<p>●製品含有化学物質管理に必要な教育・訓練の内容、対象者等を特定・実施していること。</p>	<p>(1) 教育・訓練の内容の例としては、担当する業務の内容、製品含有化学物質管理の考え方、関連する法規制や業界標準、化学物質のリスク管理、業界団体等による取組み、管理対象物質の用途・混入事例、分析方法等がある。</p> <p>(2) 必要とされた事項が漏れなく実施されたことを確認することが重要である。</p>								● 適合 準適合 不適合	<p>ルール：</p> <p>運用：</p>		
4.2 文書及び記録の管理	<p>●製品含有化学物質管理に関するルールを文書化し、維持・管理していること。また、運用の結果の記録についても適切に作成・保管していること。</p>	<p>(1) 自社の製品含有化学物質管理体制及びその関連文書類を体系的に示すことのできる文書（文書体系図等）を作成することが重要である。</p> <p>(2) 文書は、必要に応じてその内容を見直し、必要ときに最新版が閲覧可能な状態としておくことが重要である。</p> <p>(3) 文書の例としては、方針、製品含有化学物質管理マニュアル、関連する化学物質管理手順書、規定、規格、基準、標準類、手順書、文書体系図等がある。</p> <p>(4) 記録の例としては、含有化学物質情報、受入確認データ、出荷確認データ、内部監査結果、調査データ、分析データ等がある。</p>								● 適合 準適合 不適合	<p>ルール：</p> <p>運用：</p>		
4.3 コミュニケーション（情報提供）	<p>●供給先に対し、製品の含有化学物質情報（OUT情報）を適切に提供していること。製品含有化学物質管理体制についての問合せについても適切に対応していること。</p>	<p>(1) 供給する製品がサブスタンス/ブレパレーションの場合はMSDS、MSDSplus、アーティクルの場合は、AIS、JGPファイル、JAMA/JAPIA統一データシート等の手段の利用を推奨する。</p> <p>(2) 機密情報の取り扱いについて顧客・購入メーカーとの契約書等にて明確にする。</p>								● 適合 準適合 不適合	<p>ルール：</p> <p>運用：</p>		

実施項目	実施内容	詳細説明／注意ポイント	管理枠組み							判定	証拠（事実、ドキュメント名など） （実施内容及び不足する部分を記入）	採点
			I	II	III	IV	V	VI	VII			
5. パフォーマンス(実施状況)の評価及び改善	●製品含有化学物質管理の状況について、内部監査等によって定期的に確認し、改善の必要な事項については、改善を実施していること。確認した結果は、経営者等に報告すること。	(1) 実施手順を定め、内部監査等を実施することが必要である。 (2) 内部監査等の担当者には、製品含有化学物質管理に関わる必要な教育・訓練を実施することが重要である。 (3) 実施状況の評価と改善は、実施する組織の規模などに応じた適切な方法で実施することが重要である。								● 適合 準適合 不適合	ルール： 運用：	
6. マネジメントレビュー(経営者による見直し)	●経営者が、内部監査等の結果、不具合発生状況等を受け、課題事項がある場合は、次期目標に反映する等、改善を実施していること。									● 適合 準適合 不適合	ルール： 運用：	
総合判定	合格	該当項目のすべてに適合	コメント								評点 100点満点 換算値	点
	合格	不適合がなく、準適合が該当する実施項目数の1/4以下										
	不合格	不適合の実施項目がある										
(手書きの場合、該当する総合判定結果に○)											(参考) 合計値	
											該当する 実施項目数	0
											適合	0
											準適合	0
											不適合	0

(C) Copyright by the Japan Green Procurement Survey Standardization Initiatives

(C) Copyright by the Japan Article Management Promotion - consortium

別表 2：自己適合宣言書（例）と記入例及び解説

自己適合宣言書（例）

製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言書

当社は、製品含有化学物質管理体制を構築し、それが有効に機能していることを宣言いたします。

1. 発行番号 :
2. 宣言の対象 :
3. 発行者 :
会社名 :
所在地 :
4. 上記宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合しています。
文書名 : 製品含有化学物質管理ガイドライン
版数 : 第 2 版
発行年月 : 2008 年 3 月
発行者 :
5. 追加の情報
点数 :
その他 :
6. 発行の場所及び発行日
場所 :
発行日 : 年 月 日
更新日 : 年 月 日
7. 代表者氏名、所属部署
会社名 :
氏名 :
所属部署 :

署名

本宣言に関する問い合わせは、下記にお願いいたします。

- 会社名 :
氏名 :
所属部署 :
電話 :
E-mail :

自己適合宣言書の記入例とその解説

注記のうち、■は必須の記載項目、□は任意の記載項目である。

1. 発行番号 : PEMS-2008-01

■注1 自己適合宣言をする者は、社内外からの照会の際に利用できる識別番号を付与すること。識別番号には数字のほかに文字を含めてもよい。

2. 宣言の対象 : ○○○用○○製品の管理体制
○○用○○○○製品の管理体制

■注2 自己適合宣言の対象となる管理体制を記載する。行が多くなる場合には、別紙に記載して添付してもよい。

- (例 2-1) 全社の製品含有化学物質管理体制
- (例 2-2) ○○○用○○製品含有化学物質の管理体制
- (例 2-3) ○○○用○○製品の開発、製造、販売の製品含有化学物質管理体制
- (例 2-4) 電子部品の開発、製造、販売の製品含有化学物質管理体制

3. 発行者 :
会社名 : ○○○株式会社本社
所在地 : 東京都○○区○○○1-2-3
会社名 : ○○○株式会社○○工場
所在地 : 茨城県○○郡○○町 12-3

■注3 自己適合宣言をする組織を記載する。例えば、次のように記載することができる。行が多くなる場合には、別紙に記載して添付してもよい。

- A. 自社の特定の組織に限って自己適合宣言する場合
 - (例 3-1) ○○○株式会社○○工場
茨城県○○郡○○町 12-3
 - (例 3-2) ○○○株式会社○○○事業部
茨城県○○郡○○町 12-3
 - (例 3-3) ○○○株式会社○○工場○○○事業部
茨城県○○郡○○町 12-3
- B. 自社の複数の組織や、グループ会社、社外業務委託先等も含めて自己適合宣言する場合。この場合、資本関係のない委託先も含めることができる。
 - (例 3-4) ○○○株式会社○○工場
茨城県○○郡○○町 12-3
○○○株式会社○○工場

静岡県〇〇郡〇〇町 12-3
東北〇〇〇株式会社〇〇工場
青森県〇〇市〇〇12-3
庄内〇〇〇株式会社〇〇工場
山形県〇〇郡〇〇町 12-3
〇〇〇有限公司
中華人民共和国遼寧省大連市〇〇〇1234-56

- C. 自社の特定の組織に限って自己適合宣言する場合
(例 3-1) 〇〇〇株式会社〇〇工場
茨城県〇〇郡〇〇町 12-3

4. 上記宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合しています。
文書名 : 製品含有化学物質管理ガイドライン
版数 : 第2版
発行年月 : 2008年〇月
発行者 : 〇〇〇

■注4 参照した文書の文書名、版数、発行年月、発行者を記入例に沿って記載すること。

5. 追加の情報
点数 : 94点(100点満点換算)
その他 : 弊社の内部監査(20XX年XX月実施)の結果に基づき、
適合を確認いたしました。

■注5(1) (別表1)「実施項目一覧表兼チェックシート」にて確認した結果の点数の合計値を100点満点に換算して記載すること。

□注5(2) 適合宣言の根拠となる、自社の評価方法等を記載する。

6. 発行の場所及び発行日
場所 : 千葉県〇〇市〇〇〇〇12-34-56
発行日 : 2008年〇月〇日
更新日 : 2008年〇月〇日

■注6 場所は、「7. 代表者氏名、所属部署」の所在地を記載する。「3. 発行者」と同一であっても再度記載する。

発行日は、初回の自己適合宣言をした日付とする。

定期的な内部監査の結果等に基づいて、適合が継続していることを示したい場合には更新日を併記してもよい。

7. 代表者氏名、所属部署

会社名 : ○○○株式会社
氏名 : ○○○○
所属部署 : 本社 ○○○○統括部

ここに署名を入れる

本宣言に関する問い合わせは、下記にお願いいたします。

会社名 : ○○○株式会社
氏名 : ○○○○
所属部署 : 本社 ○○○○統括部○○推進室
電話 : 03-XXXX-XXXX
E-mail : abcde-fghijklm@xyzxyz.co.jp

- 注7 組織を代表して宣言する者の部署名、役職名、氏名、署名を記載する。
組織の規模や管理体制によって、社長、担当取締役、担当執行役員、担当部署の責任者等から選択する。
組織の代表者と実務上の責任者（問い合わせ先）を併記してもよい。
また、連絡先の電話番号や E-mail アドレスを併記してもよい。
- 注9 自己適合宣言書の付属書を作成して、自己適合宣言の内容に関する詳細説明を記載してもよい。
本ガイドラインへの適合に加えて、その他の要求事項への適合も宣言する場合は、付属書に記載すること。
ただし、付属書は必ずしも自己適合宣言書と一体で開示する必要はない。

■グリーン調達調査共通化協議会

(JGPSSI : Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)

グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI) は、電気・電子機器の部品や材料に含まれる化学物質の効率的な調査を行うために、調査対象となる物質や調査フォーマットを共通化することを目的に、2001年1月にセットメーカーが自発的に設立した自主団体です。当初わずか8社だった同協議会の参加企業数は、2008年2月現在で材料業界、部品メーカー、セットメーカーを含む77社2団体となりました。

事務局は2002年4月以降、電子情報技術産業協会 (JEITA) に置かれ運営管理が行われています。JGPSSI は当初よりサプライチェーンのグローバル化を目指し、米国電子連合会 (EIA) や欧州情報・通信・民生電子技術産業協会 (EICTA) と共同で、調査の標準化について討議し、グローバルスタンダードとして適用可能な共通のガイドラインの研究を重ね、2005年5月にはEIAとJGPSSIの承認によりJIG(Joint Industry Guide)を発行しました。これに伴い、

調査共通化の為に Ver3 調査回答ツールや関連マニュアル等の資料をホームページに公開しその普及を呼び掛けています。JIGはその後、法規制の最新情報や文書編集の改善等を盛り込んで改訂し、JIG-101Aとして発行しています。又、JGPSSIは調査を通じて入手した化学物質に関する情報の信頼性の改善を新しいテーマに掲げた活動も進めてきました。その結果2005年9月には「製品含有化学物質管理ガイドライン」を発行し、その普及にも取り組んでいます。

JGPSSIの詳細については、ホームページ (<http://www.jgpssi.jp>) をご参照ください。

■アーティクルマネジメント推進協議会

(JAMP : Japan Article Management Promotion - consortium)

アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) は、アーティクル (成形品) が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることが、我が国の産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、この理念に賛同する17の企業が発起人となって2006年9月に業界横断の活動推進主体として発足しました。同協議会の参加会員は2008年2月現在で、川上・川中・川下企業211社および10団体を含む221会員となっています。

化学物質や調剤を用いて製造されるアーティクルに対して、含有する化学物質等の情報を開示・伝達する仕組みが存在すれば、既に運用されている調達・調査への活用、ひいては将来施行される法規制対応での負担や混乱を抑えることができます。現在、最も懸念される法規制の一つにREACH規則がありますが、この対応ではサプライチェーンの川上と川下の双方の情報共有が必要不可欠となり、もはや業界や企業単位で処置する対策の枠組みを超えています。一刻も早い時期に産業界の総意としての新しい仕組み作りが望まれる背景には、推進する活動主体の枠組みの拡張が必須になるというREACH対策の事情が強く影響しています。JAMPは、上記課題を解決するために個別のミッションを掲げる専門委員会を設置し、目標達成に向けた活動を推進しています。

JAMPの詳細については、ホームページ (<http://www.jamp-info.com/>) をご参照ください。

改訂履歴

2005年09月27日 JGPSSI 第1版（新規発行）

2006年11月07日 JGPSSI 第1.1版（本文の誤記訂正及び一部説明追加等の改訂）

2007年07月02日 JAMP 第1版（会員向けに発行）

2008年03月31日 JGPSSI・JAMP 第2版（JGPSSIとJAMPによる協働検討の成果をそれぞれが第2版として発行）

製品含有化学物質管理ガイドライン（第2版）

2008年3月31日

発行

グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）

<http://www.jgpssi.jp>

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）

<http://www.jamp-info.com/>

本書の無断での複製、転載等は著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書に記載されている文章、図表等を複製、転載等される場合は、事前に発行者いずれかの許諾を得てください。また、本書に記載された情報の利用にあたっては各自の判断に基づき行うものとし、発行者はそれによって生じた一切の損害については責任を負いかねます。
